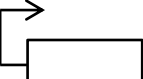


千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 （案）

【凡例】

- ・  **ワンポイント**：今回追加
- ・ 下線^{番号}：用語集へ掲載予定
- ・ **網掛け**：修正箇所
※ 5 章の計画事業は今回から提示
- ・  ：審議会答申及び委員意見（第 1 回審議会）
- ・ **(新)**：次期計画で新たに実施する事業
- ・ **(拡)**：現行計画から内容を拡充する事業
- ・ **新たに追加した事業**：第 1 回審議会後に追加した新規事業

平成 2 9 年 3 月

千 葉 市

写真

千葉市長 熊谷俊人

千葉市では、平成 24 年 3 月に策定した「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、家庭ごみ手数料徴収制度の導入、減量計画書を活用した事業用大規模建築物への指導・立入調査の強化など様々な施策を行い、市民・事業者の皆様とともにごみの減量や再資源化に取り組んでまいりました。

その結果、年間の焼却ごみ量は、2つの清掃工場で処理できる25万4,000トンを下回るまで削減しました。

今後は、北谷津清掃工場停止後の3用地2清掃工場運用体制で安定的かつ継続的にごみ処理を図り、低炭素社会を考慮した循環型社会を構築するため、さらなるごみの減量・再資源化の推進が必要な状況となっております。

こうした状況を踏まえ、ごみの一層の減量と、安定的かつ継続的なごみ処理体制の確立を目指し、「」をスローガンに、新たな「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

本計画は、「一人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、2R（リデュース・リユース）の推進」、「再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援による、さらなる焼却ごみ量の削減」、「低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理システムの構築」を3つの基本方針とし、未来を見据えたごみ処理体制を構築することを目標としています。

この目標を達成し、次世代に良好な環境と資源を引き継いでいくため、市民や事業者の皆様におかれましては、徹底したごみの減量・再資源化に、より一層のご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見・ご提案をいただきました「千葉市廃棄物減量等推進審議会」委員の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼を申し上げます。

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨	1
1. 1 計画策定の目的	1
1. 2 計画の位置付け	3
第 2 章 ごみ処理の現状と課題	4
2. 1 ごみ処理の現状	4
2. 1. 1 ごみ量	4
2. 1. 2 ごみ質	7
2. 1. 3 排出・収集方法	9
2. 1. 4 ごみの減量・再資源化の推進	11
2. 1. 5 中間処理施設・最終処分場	14
2. 1. 6 ごみ処理原価（ごみ処理費用）	17
2. 1. 7 温室効果ガス排出量	18
2. 1. 8 前計画の目標に対する進捗状況	19
2. 2 ごみ処理の課題	26
2. 2. 1 個別事業の課題	26
2. 2. 2 次期計画に求められる重点課題	29
第 3 章 基本理念・基本方針	30
3. 1 基本理念等の位置づけ	30
3. 2 基本理念	32
3. 3 スローガン	33
3. 4 基本方針	34
第 4 章 計画フレームと数値目標	37
4. 1 計画フレーム	37
4. 1. 1 計画期間	37
4. 1. 2 計画フレーム	38
4. 1. 3 想定する事業効果	39
4. 2 数値目標	40
4. 2. 1 数値目標の項目	40
4. 2. 2 数値目標達成のイメージ	41
4. 2. 3 数値目標	42

4.2.4 ごみ減量の内訳.....	47
第5章 目標達成に向けた施策展開.....	50
5.1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に向けた施策.....	50
5.2 再資源化（リサイクル）に向けた施策.....	63
5.3 ごみ処理システムの構築に向けた施策.....	77
第6章 計画の推進・管理.....	90
6.1 計画の推進と管理における基本的な考え方.....	90
6.2 具体的な展開.....	91
6.2.1 計画・目標の共有化.....	91
6.2.2 毎年度の進行管理.....	92
6.2.3 中間目標年度における計画全体の評価と見直し.....	92
6.2.4 計画のロードマップ.....	93
6.3 市民・事業者・市の果たすべき役割.....	94
6.3.1 市民の果たすべき役割.....	94
6.3.2 事業者の果たすべき役割.....	96
6.3.3 市の果たすべき役割.....	99

ワンポイント ： 目次

3用地2清掃工場運用体制.....	1
家庭ごみ手数料徴収制度.....	5
ちばルール.....	12
剪定枝等循環システムモデル事業.....	25
費用対効果の考え方.....	25
容器包装リサイクル法の改正について.....	26
プラスチック製容器包装の再資源化手法について.....	26
海のマイクロプラスチック汚染について.....	26
循環型社会について.....	29
低炭素社会について.....	29
3Rの優先順位.....	30

第1章 計画策定の趣旨

1.1 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画¹は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律²（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、市区町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

計画の策定に当たっては、廃棄物³処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討する必要があります。

また、ごみ処理基本計画策定指針⁴（平成25年6月 環境省）では、目標年次を10年から15年先において、概ね5年ごとに中間目標年次を設け、計画を改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には計画の見直しを行うことが適切であるとされています。

市では、平成19年3月に策定した「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において、「焼却ごみ1/3削減」をビジョンに掲げ、年間の焼却ごみ量を2つの清掃工場で処理できる25万4,000トンまで削減することを、さらに、平成24年3月に策定した前計画では、「一歩先」の目標である焼却処理量⁵22万トンまで削減することを目指し、市民・事業者・市が一体となって、ごみの減量・再資源化に取り組んできました。

その結果、平成22年度から26年度（最新）まで5年連続して、人口50万人以上の自治体の中で、再生利用率⁶が全国第1位となっており、平成18年度に33万692トンであった焼却処理量は、平成26年度には25万531トンまで削減し、「焼却ごみ1/3削減」の目標を達成しました。

今後は、3用地2清掃工場運用体制に移行することから、2つの清掃工場で安定的かつ継続的にごみ処理を図るとともに、低炭素社会を考慮した循環型社会を構築するため、さらなるごみの減量・再資源化の推進が必要な状況です。

本計画は、このような状況を受け、前計画の策定から5年を経過したことから、3Rのさらなる推進や環境負荷の低減など現行計画における考え方を踏襲しつつ、時点修正を行うとともに、既存施策の拡充や新規施策を盛り込み、一層のごみの減量・再資源化を実現することを目的に改定を行うものです。



ワンポイント：3 用地 2 清掃工場運用体制

3 つの清掃工場のうち、北谷津清掃工場は稼働開始から 39 年が経過し老朽化が著しいことから、平成 28 年度末に稼働を停止します。平成 29 年度から、2 つの清掃工場を稼働させ、残りの用地を新清掃工場の建設予定地とする「3 用地 2 清掃工場運用体制」へ移行する予定です。今後、2 つの清掃工場のみでごみの処理を行っていくため、市民・事業者の皆様には一層のごみ減量・再資源化にご協力をお願いします。

1.2 計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、国の法制度および平成24年3月に策定された本市のまちづくりの方向性や実現すべき個性などを示した「千葉市新基本計画⁷」、その計画に基づく具体的な事業を示した「千葉市新基本計画第2次実施計画⁸」、さらには「千葉市環境基本計画⁹」などのその他の諸計画との整合を図る必要があります。

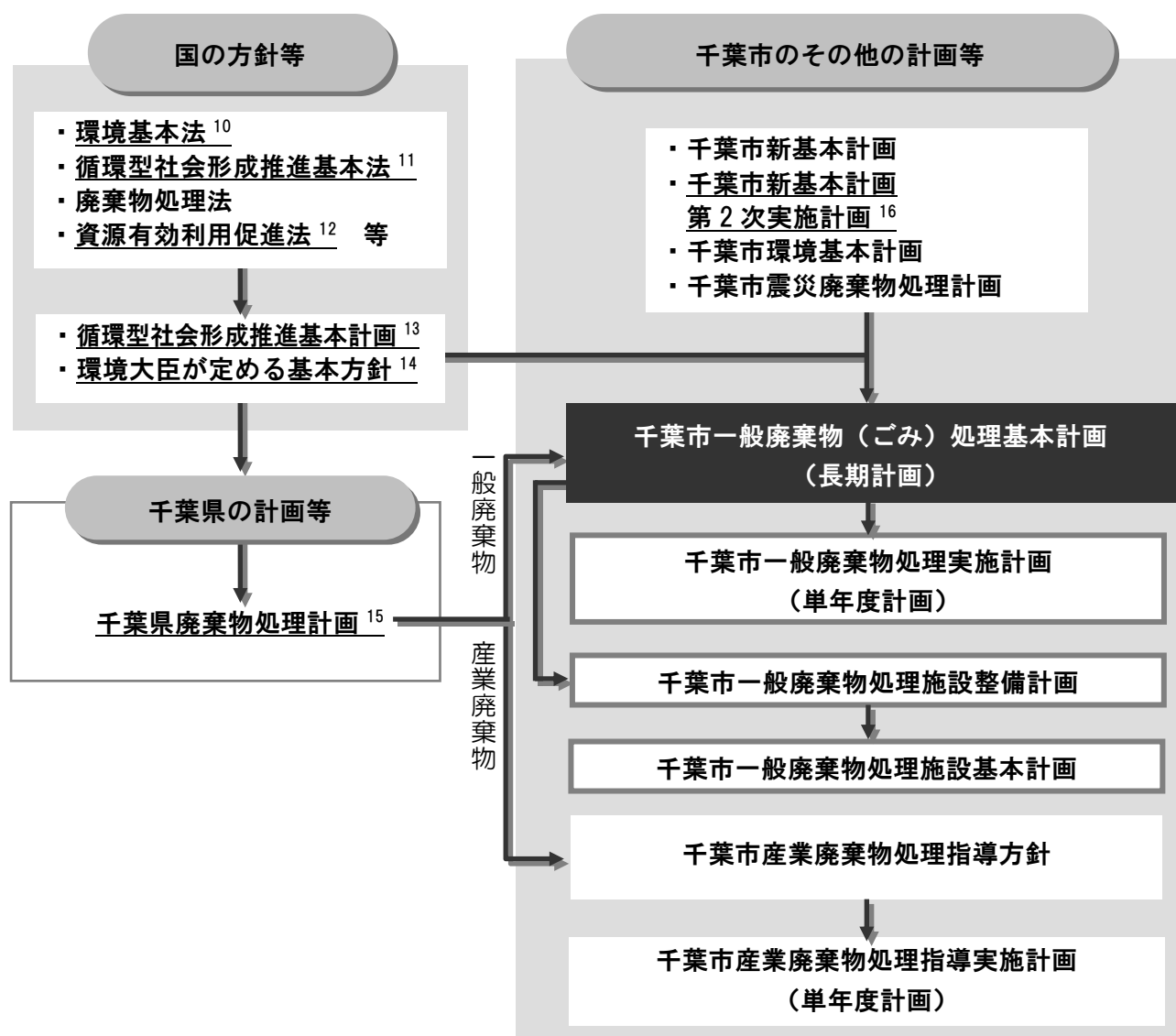


図 1-1 本計画と周辺計画の体系

第2章 ごみ処理の現状と課題

2.1 ごみ処理の現状

2.1.1 ごみ量

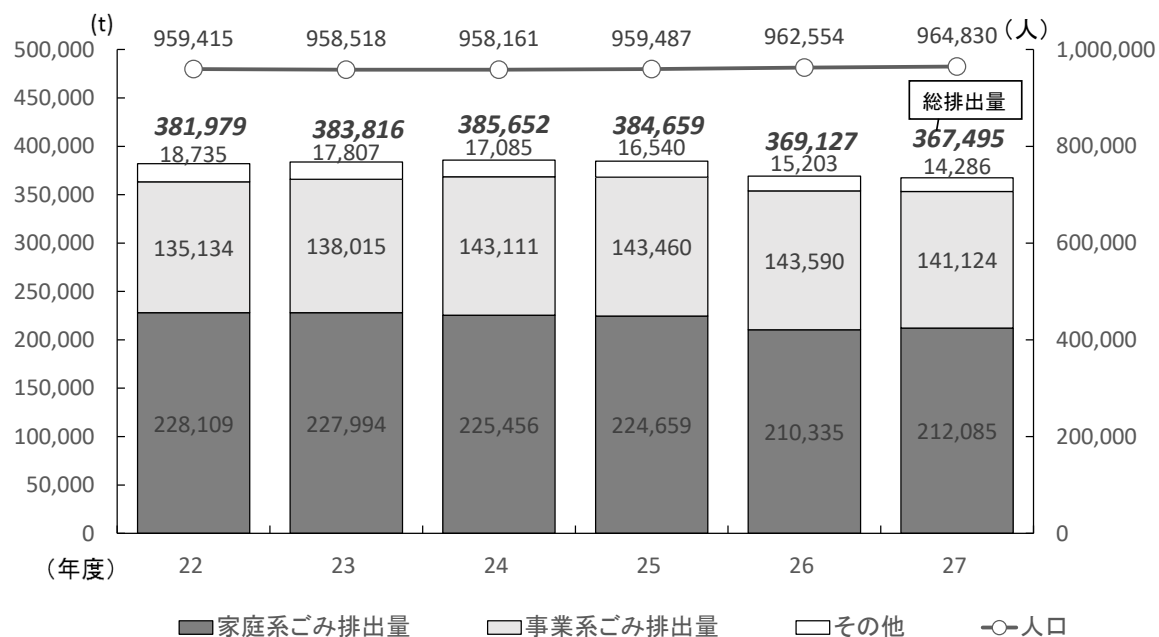
(1) 総排出量

総排出量は、平成22年度が381,979トンでしたが、平成26年2月から実施した家庭ごみ手数料徴収制度の効果により減少し、平成27年度は367,495トンとなっています。

一方、人口は平成22年度は959,415人でしたが、平成27年度には964,830人に達し、5年間で5,415人増加しました。

平成27年度のごみの総排出量の内訳は、家庭系ごみが212,085トン（58%）、事業系ごみが141,124トン（38%）、集団回収¹⁷等のその他が14,286トン（4%）となっています。

注：総排出量＝家庭系ごみ（可燃ごみ＋不燃ごみ＋有害ごみ＋家庭系資源物（古紙・布類・びん・缶・ペットボトル）＋粗大ごみ）＋事業系ごみ（可燃ごみ＋不燃ごみ＋事業系資源物（古紙・布類・びん・缶・金属＋生ごみ＋剪定枝＋その他市が把握可能な資源物））＋その他（集団回収量＋古紙回収庫¹⁸回収＋使用済小型家電拠点¹⁹回収量）



注）図中の数値については、端数調整のため、合計等が一致しない場合がある。

図 2-1 人口とごみの排出量の推移

(2) 焼却処理量

焼却処理量は、平成22年度が267,229トンでしたが、平成26年2月から実施した家庭ごみ手数料徴収制度の効果により減少し、平成27年度は252,836トン、減少量は14,393トンとなっています。

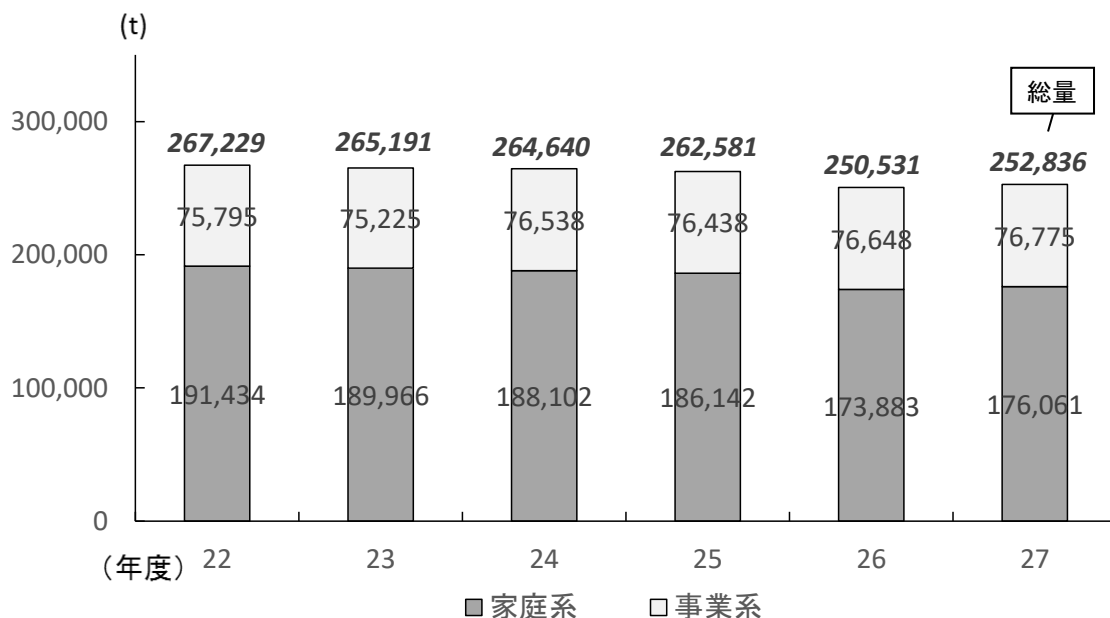


図 2-2 焼却処理量の推移

(3) 市民1人1日あたりのごみ排出量²⁰

市民1人1日あたりのごみ排出量（総排出量から資源回収量²¹を除いた量）は、平成22年度が780g/人・日でしたが、平成27年度は737g/人・日となり、減少量は43g/人・日となっています。また、家庭系ごみについては、563g/人・日から513g/人・日となり、減少量は50g/人・日となっています。

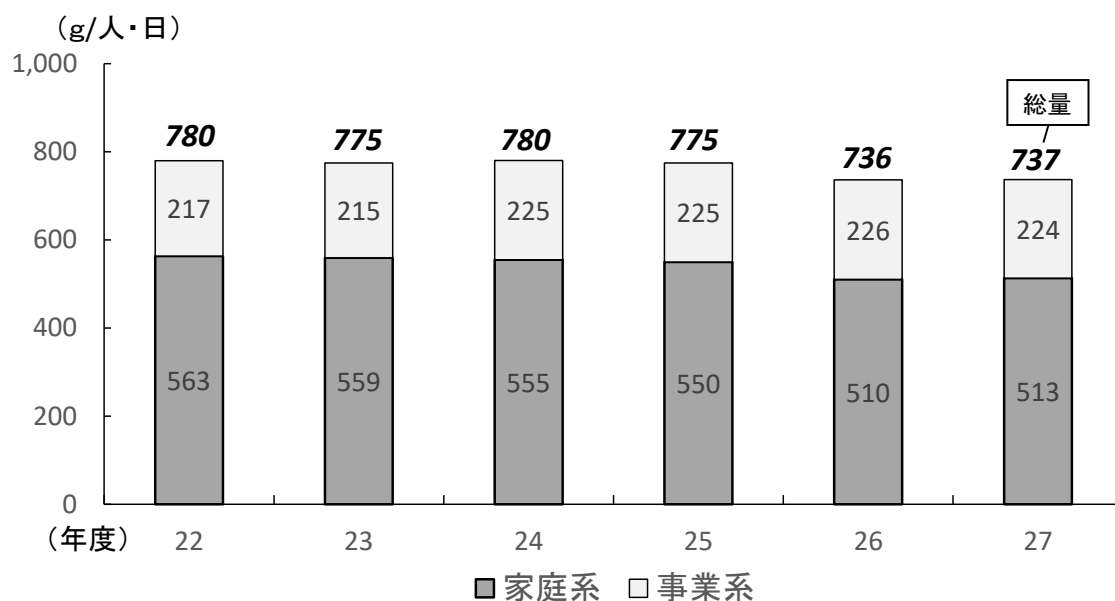


図 2-3 市民1人1日あたりのごみ排出量の推移

(4) 資源回収量

資源回収量は、平成22年度が108,868トンでしたが、平成27年度は107,294トンとなり、1,574トン減少しています。

なお、平成27年度の家庭系分別収集²²による資源物²³回収量は30,825トン、事業系資源物回収量が62,183トン、その他（集団回収・古紙回収庫・使用済小型家電拠点回収）の資源物回収量が14,286トンとなっています。

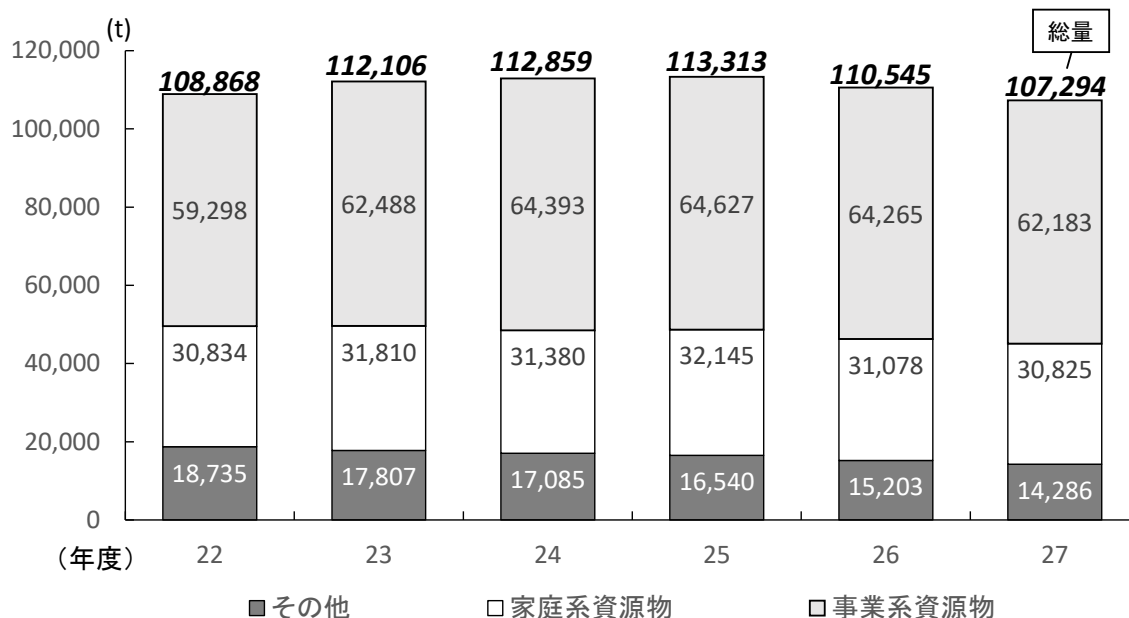


図 2-4 資源回収量の推移



ワンポイント：家庭ごみ手数料徴収制度

ごみ処理費用の公平化、ごみの発生抑制やリサイクルに対する市民意識の向上を目的に、ごみを出す量に応じて、ごみ処理費用の一部を市民の皆様に負担していただく仕組みです。ごみ処理費用の一部が含まれた指定袋を購入することで、ごみ処理手数料を納めていただきます。

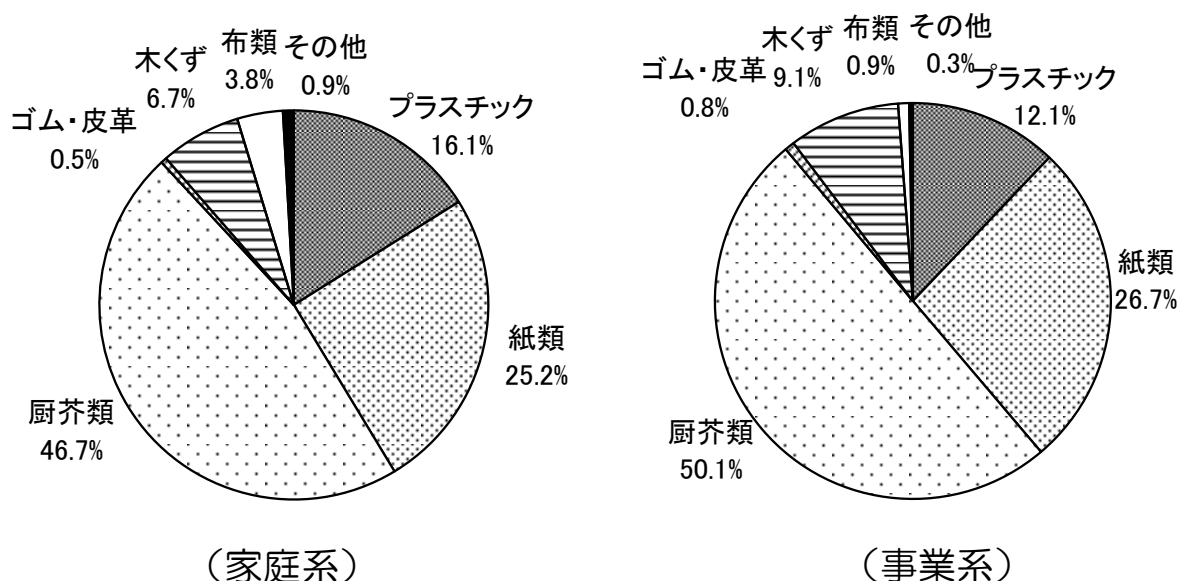
市民の皆様から頂いたごみ処理手数料はリサイクル等推進基金²⁴に繰り入れ、ごみ出し支援事業や資源物・不燃ごみの祝日収集などの市民サービスの向上につながる事業のほか、使用済小型家電の拠点回収や生ごみ減量処理機購入費補助などのごみの減量・再資源化促進のための事業等に活用しています。また、リサイクル等推進基金の収支については、ちば市政だよりやホームページ等でお知らせしています。

2.1.2 ごみ質

(1) ごみ組成²⁵

平成27年度のごみの組成分析（湿ベース）の結果では、家庭系ごみは、プラスチック類16.1%、紙類25.2%、厨芥類46.7%と、これらで全体の約88%を占めています。

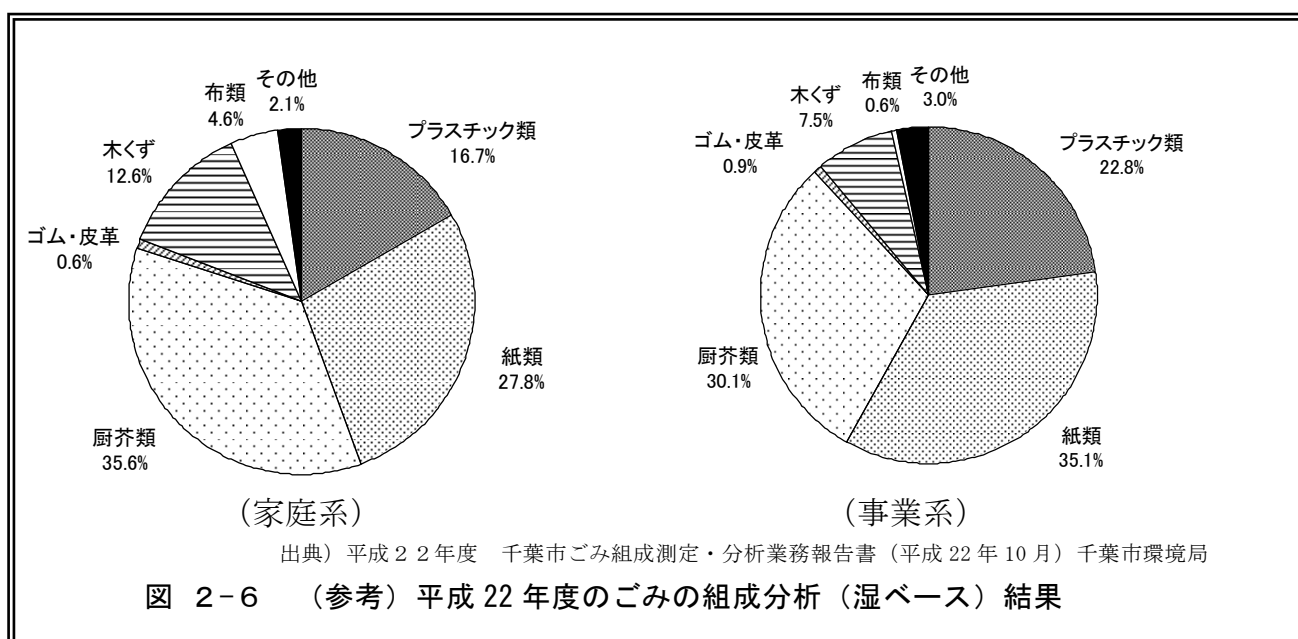
一方、事業系ごみは、プラスチック類12.1%、紙類26.7%、資源化できない紙類16.8%、厨芥類50.1%と、これらで約89%を占めている状況です。



出典）平成27年度 千葉市ごみ組成測定・分析業務報告書（平成28年3月）千葉市環境局

注）厨芥類は生ごみのことをいう。

図 2-5 平成27年度のごみの組成分析（湿ベース）結果



出典）平成22年度 千葉市ごみ組成測定・分析業務報告書（平成22年10月）千葉市環境局

図 2-6 （参考）平成22年度のごみの組成分析（湿ベース）結果

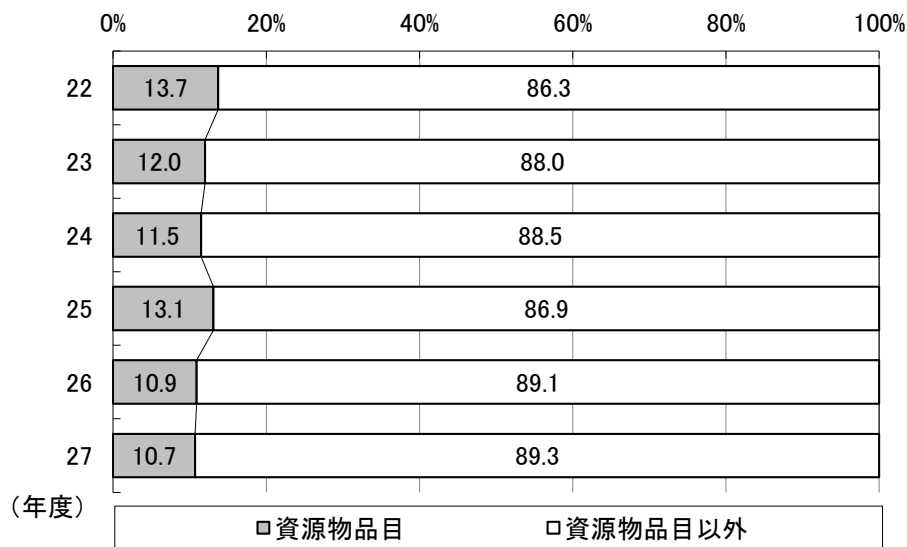
(2) 資源物品目の混入状況の推移

可燃ごみに混入している資源物品目（資源化できる紙類・布類）の割合の推移は図2-7、図2-8のとおりです。

家庭系可燃ごみに混入している資源物品目の割合は、平成22年度は13.7%でしたが、平成27年度は10.7%となっています。

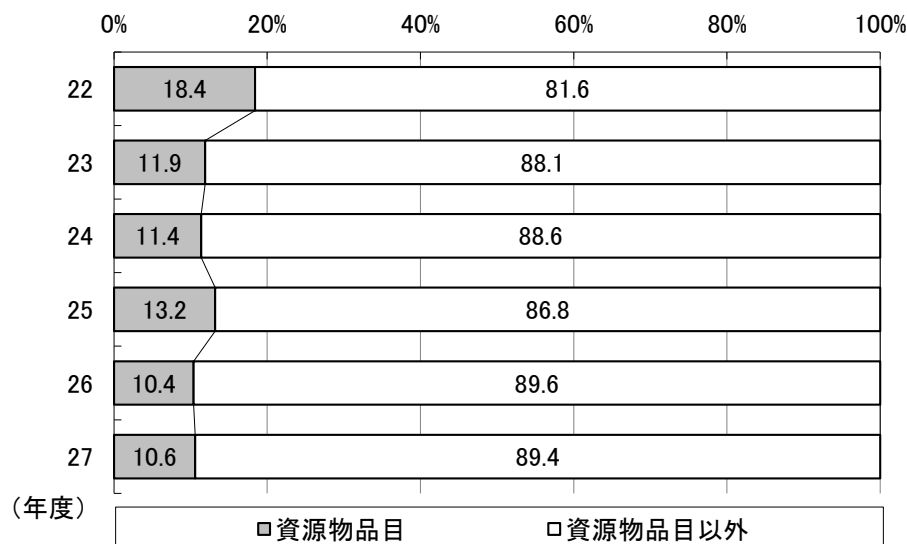
一方、事業系可燃ごみについては、平成22年度は18.4%でしたが、平成27年度は10.6%となっています。

雑がみ等の分別により、資源物の混入は減少傾向にあるものの、依然として、可燃ごみの中に資源化可能な品目が多く含まれていることがわかります。



出典) 平成27年度 千葉市ごみ組成測定・分析業務報告書(平成28年3月) 千葉市環境局

図2-7 資源物の混入状況の推移(家庭系可燃ごみ)



出典) 平成27年度 千葉市ごみ組成測定・分析業務報告書(平成28年3月) 千葉市環境局

図2-8 資源物の混入状況の推移(事業系可燃ごみ)

2.1.3 排出・収集方法

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみについては、表 2-1 のとおり、現在、5 種 19 分別収集を実施しています。

資源物については、平成 2 年 11 月からびん・缶、平成 13 年 2 月からペットボトルのステーション収集を開始しています。また、平成 17 年 10 月から中央区で古紙・布類のステーション収集²⁶を開始し、平成 18 年 10 月から古紙・布類のステーション収集を全市に拡大しました。

粗大ごみについては、平成 10 年 8 月から収集の有料化を実施しています。なお、家電リサイクル法²⁷の施行に伴い平成 13 年 4 月をもって家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機。平成 16 年 4 月からは冷凍庫を対象品目に追加。）を、また、資源有効利用促進法に基づく自主回収が開始されたことに伴い平成 16 年 10 月をもってパソコンを、それぞれ排出禁止物²⁸に指定し、製造業者、排出者を中心とした再資源化²⁹に移行することとしました。

平成 21 年 10 月から、可燃ごみの収集回数を週 3 回から週 2 回に、古紙・布類の収集回数を月 2 回から週 1 回に変更しました。

平成 22 年 9 月には、条例を一部改正し、資源物及び不燃ごみの持ち去り行為を禁止し、また、ごみの分別・排出ルールが守られていない方に対して市職員が指導等を行い、改善されない場合には罰則（過料 2,000 円）等が適用される「ごみの分別・排出ルールの指導制度」を創設しました。

ごみの排出容器については、平成 7 年 1 月に可燃ごみ・不燃ごみの指定袋制³⁰を導入し、さらに平成 26 年 2 月からは、可燃ごみ・不燃ごみの減量を目的に、家庭ごみ手数料徴収制度を導入しました。

(2) 事業系ごみ

事業系ごみについては、廃棄物処理法等により、事業者自らの責任において適正に処理することが義務づけられています。そのため、事業所から排出されるごみに
つ
いては、事業者が収集運搬業者に処理を委託するか、清掃工場等へ自己搬入して
ま
す。また、民間の再資源化事業者へ搬入することにより、再資源化を行ってい
ま
す。

平成 6 年 11 月から排出時の指定袋制を導入したほか、平成 10 年 8 月から中小事業所によるごみステーションへの排出の特例を廃止して全面有料化を実施し、平成 19 年 4 月と平成 28 年 4 月の 2 回に渡り一般廃棄物処理手数料³¹を改定しました。

表 2-1 家庭系ごみの収集区分（平成 29 年 3 月現在）

区 分			ごみの種類	収集方法		収集 回数	処理 手数料
資源物	びん	無色	インスタントコー ヒー、ジュース、 日本酒、洋酒、ド リンク剤のびん等	ごみステーション （コンテナ）	委 託	週 1 回	無 料
		茶					
		その他					
	缶		飲食用缶（ジュ ース類、ビール）等	ごみステーション （専用ネット）			
	ペットボトル		清涼飲料用、し ょう油用、酒類用等				
	古紙		新聞、雑誌、雑が み、段ボール、紙 パック	ごみステーション	協 定 （※）		
	布類		Tシャツ、ズボ ン、毛糸衣類、タ オル、毛布、シー ツ等				
有害ごみ （危険物）		使用済乾電池、水 銀入り体温計、蛍 光灯、カセット式 ガスボンベ、使い 捨てガスライター 等	ごみステーション （透明な袋）	委 託	月 2 回	有 料	
不燃ごみ		小型家電品、硬い プラスチック類、 小型の金属製品等	ごみステーション （指定袋）				
可燃ごみ		台所ごみ、紙く ず、木くず、軟ら かいプラスチック 類等					
粗大ごみ		家具類、電気製品 類、ガス器具類、 布団類等	各戸 （申込制）	直営・委託	随時		

（※）千葉市再資源化事業協同組合との協定による収集

2.1.4 ごみの減量・再資源化の推進

前計画に基づき、「まだできる！とともに取り組むごみ減量・一歩先へ」をビジョンとして、以下の3つの基本方針と27の個別事業を展開し、さらには市民・事業者・市がそれぞれの立場から自主的にごみ減量に取り組むための行動指針である「ちばルール」に基づき、3R（発生抑制・再使用・再生利用）の取組みを進めることで焼却処理量を削減し、2清掃工場体制の実現を目指してきました。

表 2-2 前計画における基本方針と27事業

基本方針1 市民・事業者・市の協働によるごみを出さない社会づくりを推進します。	1	ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大
	2	国及び他自治体との連携
	3	3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化
	4	生ごみ、剪定枝の排出抑制の推進
	5	発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進
	6	料金の見直しによるごみの排出抑制
	7	ごみ出し支援サービスの実施
	8	環境美化の推進・不法投棄の防止
	9	C-EMS ³² による市庁舎等における率先した3Rの推進
基本方針2 分別の徹底・推進・拡充による高度な資源化への挑戦により、焼却ごみの継続的な削減を目指します。	10	市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援
	11	地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進
	12	ごみ排出ルールの遵守・指導徹底
	13	多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進
	14	プラスチック製容器包装 ³³ の再資源化の推進
	15	剪定枝等 ³⁴ の再資源化の推進
	16	生ごみの再資源化の推進
	17	さらなる資源化品目の検討・推進施策
	18	事業所ごみの排出管理・指導の徹底
	19	清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施
基本方針3 低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れたシステムの構築を目指します。	20	収集運搬体制の合理化
	21	民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築
	22	焼却残渣 ³⁵ の再生利用の推進
	23	焼却処理施設の長期的な運用計画の推進
	24	最終処分場の適正管理
	25	安定的な処理体制を目指したごみ処理施設の配置・整備計画の推進
	26	新たな資源化システムの検討
	27	適正処理困難物等の処理推進

＜ごみの減量・再資源化に係る主な施策＞

平成 13 年度

- ・ペットボトル回収をステーション収集方式に変更
- ・家電リサイクル法の施行により、粗大ごみのうち、特定家電 4 品目（エアコン・ブラウン管式テレビ・冷蔵庫・洗濯機）を排出禁止物に指定
- 14
 - ・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定
 - ・使い捨てライター分別収集開始
 - ・（新）新港清掃工場稼動（405 t / 日）
- 15
 - ・可燃ごみの月曜祝休日収集を開始
 - ・ごみ減量のための「ちばルール」策定
- 16
 - ・ごみ減量のための「ちばルール」行動協定締結
 - ・集団回収未実施地域で古紙・布類分別収集を開始
 - ・冷蔵庫が家電リサイクル法の特定家電品目に追加されたため、排出禁止物に指定
 - ・粗大ごみ及び不燃ごみのうち、家庭用パソコン（デスクトップ型及びノートブック型）の収集を終了
- 17
 - ・千葉市震災廃棄物処理計画策定
 - ・不燃・有害ごみの収集を全面委託
 - ・各清掃工場と各環境事業所に「古紙回収庫」を設置（計 6 か所）
 - ・中央区全域で古紙・布類分別収集を開始
- 18
 - ・全市域で古紙・布類分別収集を開始
- 19
 - ・市役所、若葉区役所、緑区役所に「古紙回収庫」を増設（累計 9 か所）
 - ・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定
 - ・「焼却ごみ 1/3 削減」推進のための普及・啓発を開始
 - ・生ごみ分別収集モデル事業を開始
 - ・一般廃棄物処理手数料を改定
- 20
 - ・「古紙回収庫」を増設（累計 18 か所）
- 21
 - ・液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が家電リサイクル法の特定家電品目に追加されたため、排出禁止物に指定
 - ・家庭ごみの収集体制を見直し、可燃ごみを週 3 回から週 2 回、古紙・古布の収集を月 2 回から週 1 回に変更
 - ・「古紙回収庫」を増設（累計 20 か所）
 - ・北谷津清掃工場 1 号炉廃止
- 22
 - ・生ごみ減量処理機の補助制度を改正し、補助金の上限引き下げ等を実施
 - ・千葉市震災廃棄物処理計画改定
- 23
 - ・新港清掃工場において、長期責任型運営維持管理事業を開始
 - ・ごみ分別・排出指導制度の運用開始
 - ・資源物持ち去り禁止の命令・罰則の運用開始
- 24
 - ・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定
 - ・生ごみ分別収集特別地区事業を開始
 - ・ごみ減量のための「ちばルール」改定

- 25
 - ・家庭ごみ手数料徴収制度の導入
 - ・使用済小型家電の拠点回収を実施（21品目、12か所）
- 26
 - ・焼却ごみ1／3削減達成
- 27
 - ・剪定枝等循環システムモデル事業を2つの町内自治会単位で実施
 - ・使用済小型家電回収拠点数の増加（累計26か所）
- 28
 - ・一般廃棄物処理手数料を改定
 - ・剪定枝等循環システムモデル事業を拡大し、中央区全域で実施



ワンポイント：ちばルール

市民・事業者・行政の三者が、それぞれの立場からごみ減量に取り組んでいくため、実効性が高く、法的な規制による強制力を伴わない行動指針として平成15年8月に策定し、「レジ袋削減・簡易包装の推進」「エコ製品取り扱いの拡大」「事業者による廃プラスチック類の自己回収」「新聞販売店による新聞の自己回収」「行政による古紙や布類の拠点回収」の5つの施策を「第1ステップ」として展開しました。

平成25年2月に改定を実施し、「第2ステップ」では、3Rの取組みの中で最優先に位置されている、ごみの「発生抑制」に重点を置き、市民・事業者・行政の三者がごみを出さない、かつ環境に負荷をかけない生活を意識付けることを目的に、「第1ステップ」から一歩進めることで、更なる資源循環型社会の実現を目指しています。

2.1.5 中間処理施設・最終処分場

(1) 清掃工場

昭和 52 年 12 月から北谷津清掃工場が、平成 8 年 11 月から北清掃工場が、また、平成 14 年 12 月から新港清掃工場が稼働しており、3 清掃工場体制となっていますが、老朽化の著しい北谷津清掃工場を平成 28 年度末に停止し、平成 29 年度から 3 用地 2 清掃工場運用体制に移行します。

清掃工場では焼却により発生した余熱で蒸気を発生させ、発電を行い、工場内の電力をまかなうほか、アクアリンクちばや温水プール、いきいきプラザ等の場外施設に電力、蒸気、温水を供給するなど、余剰エネルギーを有効に活用しています。

(2) リサイクルセンター

平成 7 年 4 月より稼働している新浜リサイクルセンターでは、資源物、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみの選別や破砕等の中間処理を行い、再資源化を行っています。

資源物のうち、びんは色別に搬入され、まだ利用できる生きびん³⁶の抽出や異物を取り除いた後、再資源化を行っています。また、缶は材質により選別した後に再資源化を行っています。ペットボトルは、再資源化を行う民間事業者に引き渡すために一時保管を行っています。

不燃ごみと粗大ごみは破砕、減容した後、鉄類の選別回収を行っています。

有害ごみは、無害化処理³⁷を行う民間事業者に引き渡すために一時保管を行います。

(3) 最終処分場

平成 14 年 3 月に完成した新内陸最終処分場では、不燃ごみや焼却灰を埋立しています。市内にある受け入れ可能な一般廃棄物の最終処分場はこの処分場だけです。焼却灰の熔融スラグ化³⁸により埋立量を減らし、延命化を図っていますが、現状ではあと 15 年（平成 43 年度）で埋立が完了する見込みであり、新たな最終処分場の確保が困難であることから、清掃工場の更新に伴い、熔融スラグ化する焼却灰の量を増やすなどして最終処分量³⁹を引き下げ、さらなる延命化を図ることが必要な状況です。

表 2-3 処理施設一覧

[清掃工場]

	① 新港清掃工場	② 北谷津清掃工場	③ 北清掃工場
所在地	美浜区新港 226-1	若葉区北谷津町 347	花見川区三角町 727-1
竣工年月	平成 14 年 12 月	昭和 52 年 12 月	平成 8 年 10 月
稼動年月	平成 14 年 12 月	昭和 52 年 12 月	平成 8 年 11 月
処理対象	可燃ごみ、可燃粗大、 破碎可燃	可燃ごみ、破碎可燃	可燃ごみ、可燃粗大、 破碎可燃
処理能力	405 t / 日 (135 t / 日 × 3 基)	300 t / 日 (150 t / 日 × 2 基)	570 t / 日 (190 t / 日 × 3 基)
灰処理	灰溶融設備 36 t / 日 溶融飛灰：固形化処理	飛灰：固形化処理	飛灰：固形化処理
余熱利用	【電力・蒸気】 アクアリンクちば 【蒸気】 周辺民間企業 2 社	【温水】 北谷津温水プール、 若葉いきいきプラザ	【電力・蒸気】 こてはし温水プール、 花見川いきいきプラザ

[リサイクルセンター]

	④ 新浜リサイクルセンター
所在地	中央区新浜町 4
竣工年月	平成 7 年 3 月
稼動年月	平成 7 年 4 月
処理対象	資源物、粗大ごみ、不燃ごみ
処理能力	220 t / 5h 破碎設備：125 t / 5h、 資源選別設備：95 t / 5h (缶 50 t、びん 45 t)

[最終処分場]

	⑤ 新内陸最終処分場
所在地	若葉区
完成年月	平成 14 年 3 月完成
埋立開始年月	平成 12 年 9 月一部供用
埋立容量	939,000m ³
埋立対象	不燃ごみ、破碎不燃残さ、 焼却残さ



注) 図中の番号は前頁の施設番号を示す。

図 2-9 処理施設一覧

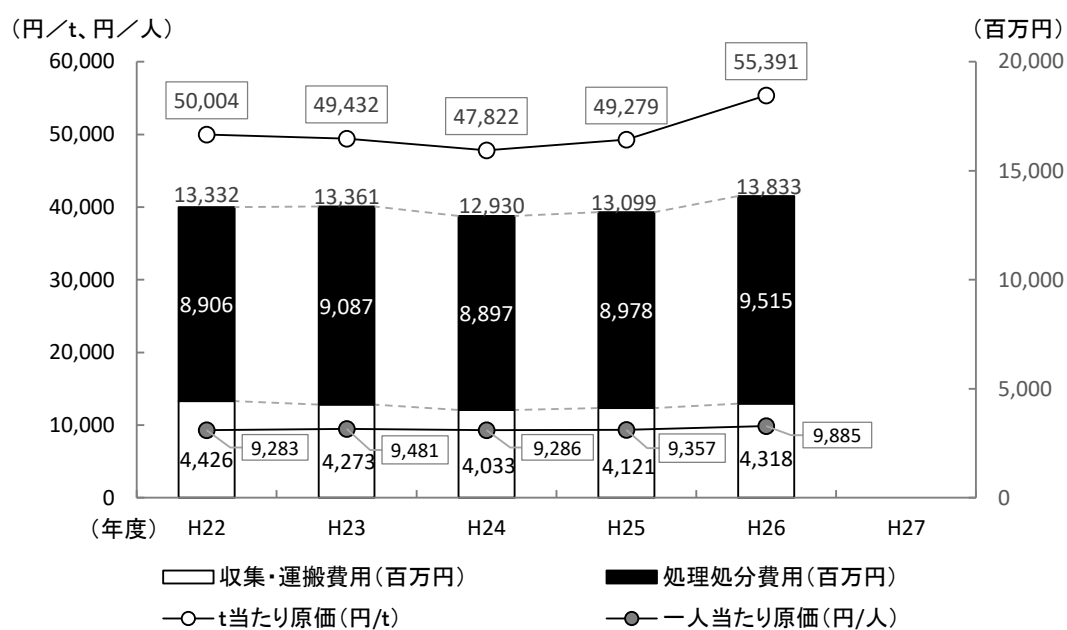
2.1.6 ごみ処理原価（ごみ処理費用）

市のごみ処理原価は、平成 22 年度以降は概ね横ばい傾向にあり、平成 27 年度は、約●●百万円となっています。

また、ごみ量 1 トンあたりの処理費用は、平成 22 年度は 50,004 円でしたが、平成 27 年度は●●円となっています。

さらに、市民一人あたりの処理費用は、平成 22 年度は 9,283 円でしたが、平成 27 年度は●●円となっています。

家庭ごみ手数料徴収制度の実施により、ごみ量が大きく削減されたため、ごみ量 1 トンあたりの処理費用は平成 26 年度以降に増加し、市民一人あたりの処理費用は概ね横ばい傾向にあります。



* ごみ処理原価：ごみの処理にかかった費用のことであり、環境省の一般廃棄物会計基準(管理費を含む)により算出。

図 2-10 ごみ処理原価の推移

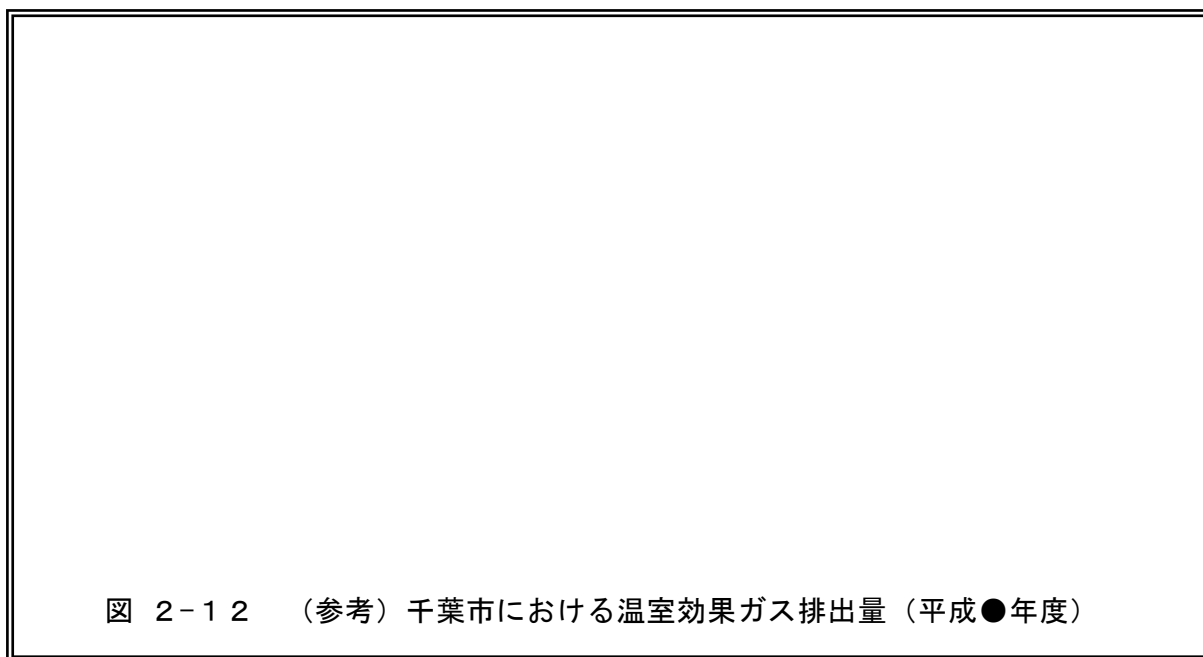
2.1.7 温室効果ガス排出量

市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値、以下同じ。）は平成27年度で約●●トンです。

このうち3清掃工場での焼却処理に伴う温室効果ガス排出量は約●●トンで、排出量全体の約●●%を占めています。

- *1 排出量の算出は、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総量算定方法ガイドライン」（平成23年10月環境省）及び「廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」（平成24年3月環境省）による。
- *2 3清掃工場の温室効果ガス排出量は、廃プラスチック焼却に伴う排出量から、発電等の余熱利用による回避分を差し引いた値である。
- *3 温室効果ガス排出量は、二酸化炭素排出量のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の排出量についても二酸化炭素排出量に換算したうえで加算し、算出している。なお、本計画における「ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量」とは、排出量が大きく、かつ、正確に把握可能である、焼却処理に伴う排出量を算出対象としている。

図 2-1 1 温室効果ガス排出量（市排出分）



2.1.8 前計画の目標に対する進捗状況

平成24年3月に策定した「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、「総排出量」、「焼却処理量」、「再生利用率⁴⁰」、「最終処分量」、「温室効果ガス排出量」の5つの項目を数値目標として掲げ、平成33年度の目標達成を目指しており、各項目の進捗状況を表2-4に示します。

5つの計画目標値のうち、「総排出量」については、平成27年度の計画目標値を達成しています。

それ以外の項目については、平成26年2月から実施した家庭ごみ手数料徴収制度の効果により、平成25年度から平成27年度にかけて「焼却処理量」、「最終処分量」は大きく削減されましたが、「再生利用率」とともに計画目標値を達成できませんでした。

なお、5つの数値目標それぞれの推移と目標に対する進捗状況のグラフを次頁以降に示します。

表 2-4 前計画の目標に対する進捗状況

		H22	H23	H24	H25	H26	H27		H28 (中間年)	H33 (目標年)
総排出量 (トン)	実績	381,979	383,816	385,652	384,659	369,127	367,495	○		
	計画			385,434	387,967	378,608	372,018			
焼却処理量 (トン)	実績	267,229	265,191	264,640	262,580	250,531	252,836	×		
	計画			286,114	267,578	247,566	230,805			
再生利用率 (%)	実績	30.8	30.8	31.6	32.3	33.4	32.6	×		
	計画			33.3	34.1	37.7	41.1			
最終処分量 (トン)	実績	22,335	29,576	30,856	25,486	20,972	21,450	×		
	計画			22,198	21,310	19,403	17,817			
温室効果ガス排出量 (トン)	実績	118,098	99,619	98,610	94,344	91,281				
	計画			118,489	118,252	101,124	86,553			

※ 平成24年度から平成25年度にかけて総排出量の計画値が約2,500トン増加している理由は、人口増に加えて、古紙・布類等の資源化の増加を見込んでいたため。

※ 平成24年度から平成26年度にかけて温室効果ガス排出量の計画値を達成している理由は、プラスチック製包装容器の再資源化は未実施であるものの、焼却ごみ量に占めるプラスチック類の割合が減

少したこと等による。

(1) 総排出量

総排出量の実績値と前計画の目標値を図 2-13 示します。

平成 26 年 2 月から実施した家庭ごみ手数料徴収制度によるごみ減量効果もあり、平成 26 年度の総排出量は平成 25 年度より大幅に減少しました。平成 27 年度実績は 367,495 トンとなっており、既に平成 28 年度の間目標を下回っています。平成 33 年度の長期目標の達成まで 3,495 トンのさらなる減量が必要な状況です。

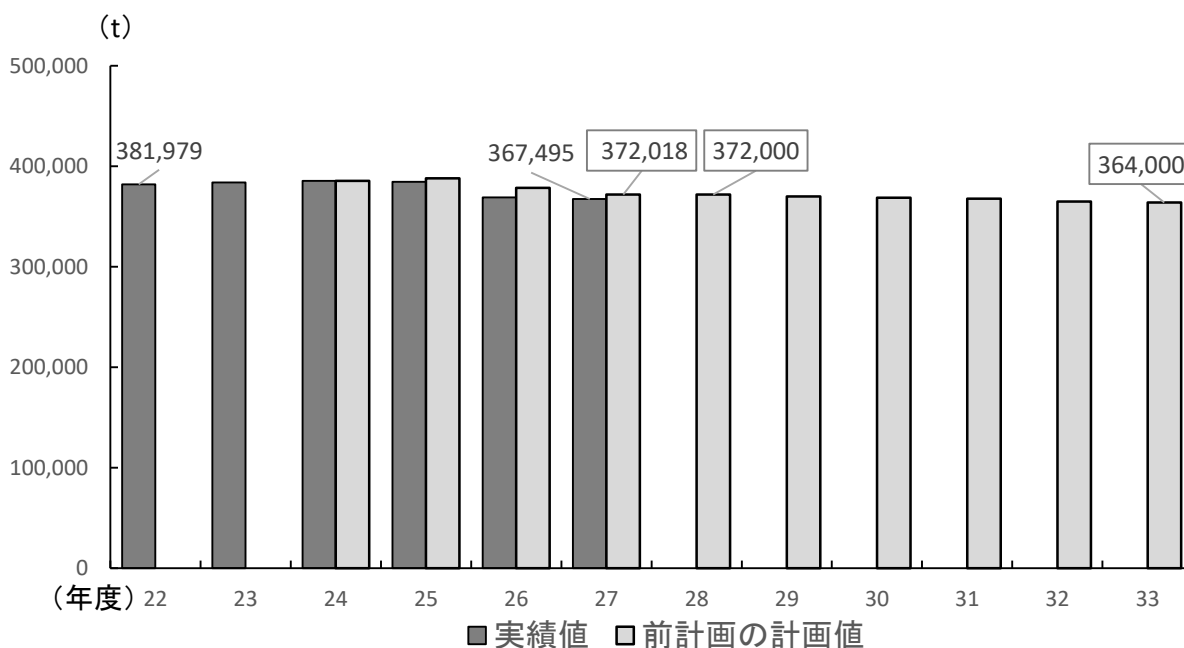


図 2-13 総排出量の達成状況

(2) 焼却処理量

焼却処理量の実績値と目標値を図 2-14 に示します。

平成 26 年 2 月から実施した家庭ごみ手数料徴収制度によるごみ減量効果もあり、平成 26 年度の焼却処理量は平成 25 年度より大幅に減少しました。平成 27 年度実績で 252,836 トンとなっており、平成 28 年度の間目標の達成まで 25,836 トン、平成 33 年度の長期目標の達成まで 32,836 トンのさらなる減量が必要な状況です。未達成となっている主な理由としては、計画上、実施予定であった「プラスチック製容器包装の再資源化」、「剪定枝等の再資源化」、「生ごみ再資源化の拡大」が未実施であったことが挙げられます。

なお、平成 19 年 3 月に策定した「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」で掲げた「焼却ごみ 1/3 削減」の計画目標値である焼却処理量 254,000 トンは、平成 26 年度に達成しています。

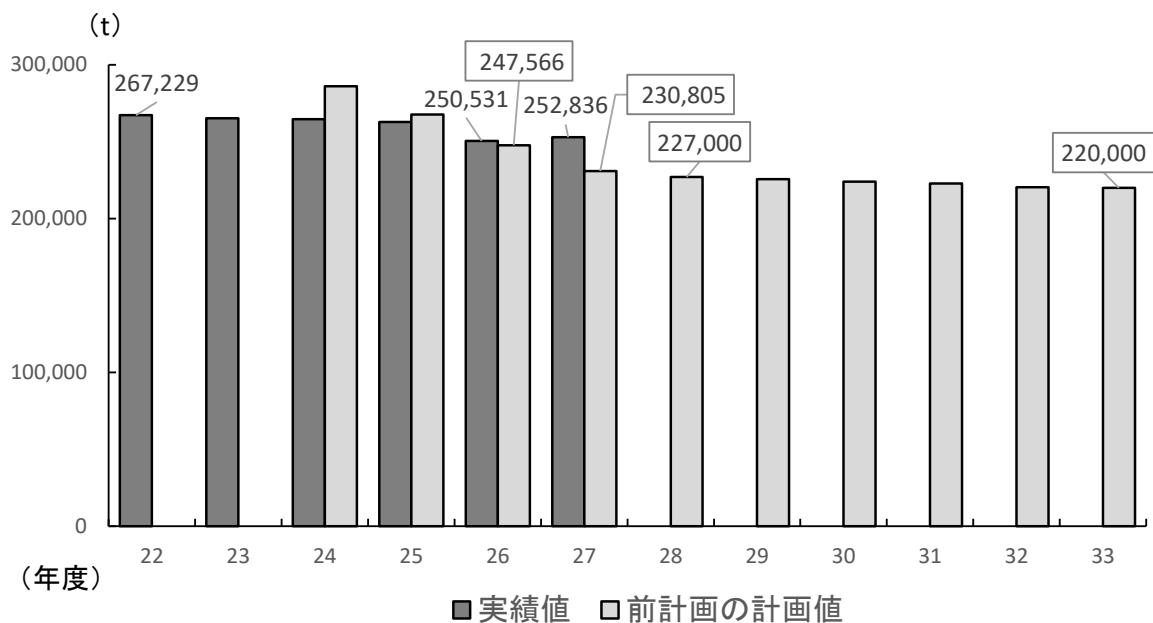


図 2-14 焼却処理量の達成状況

(3) 再生利用率

再生利用率の実績値と目標値を図 2-15 に示します。

平成27年度実績で32.6%となっており、平成28年度の間目標の達成まで、9.4%、平成33年度の長期目標の達成まで10.4%のさらなる向上が必要な状況です。未達成となっている主な理由としては、計画上、実施予定であった「プラスチック製容器包装の再資源化」、「剪定枝等の再資源化」、「生ごみ再資源化の拡大」が未実施であったこと、東日本大震災の影響による民間エコセメント施設の稼働停止⁴¹により、焼却灰の資源化量が少なくなったことが挙げられます。

なお、他市との比較では、平成22年度から26年度（最新）まで5年連続して、本市は人口50万人以上の自治体の中で、再生利用率が全国第1位となっています。

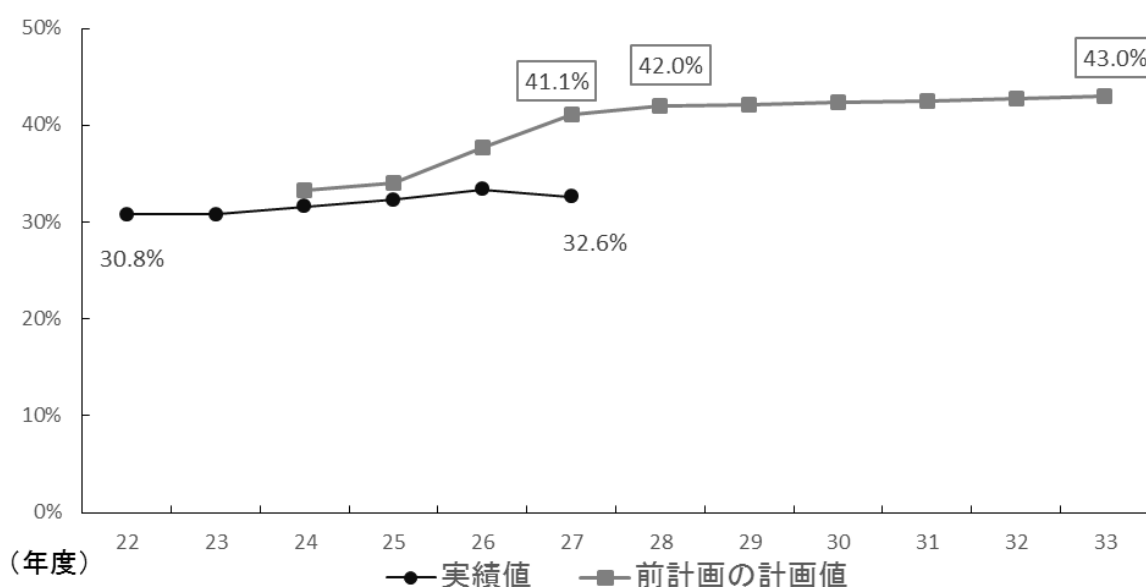


図 2-15 再生利用率の達成状況

※再生利用率：（再生利用量／総排出量）×100

※再生利用量：家庭系資源物回収量、集団回収量、古紙回収庫回収量、使用済小型家電拠点回収量、事業系資源物回収量、不燃ごみ・粗大ごみの破碎後資源化量、有害ごみ等資源化量、焼却灰資源化量（民間施設におけるエコセメント化を除く）の合計

表 2-5 人口50万人以上の再生利用率

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1位	千葉市 (30.8%)	千葉市 (30.8%)	千葉市 (31.4%)	千葉市 (32.3%)	千葉市 (33.4%)
第2位	北九州市 (29.0%)	八王子市 (30.3%)	新潟市 (26.9%)	新潟市 (27.2%)	新潟市 (27.8%)
第3位	名古屋市 (27.9%)	名古屋市 (27.5%)	八王子市 (26.9%)	八王子市 (26.4%)	横浜市 (26.4%)

出典) 一般廃棄物処理実態調査(平成26年度 環境省)

(4) 最終処分量

再生利用率の実績値と目標値を図 2-16 に示します。

平成 26 年 2 月から実施した家庭ごみ手数料徴収制度によるごみ減量効果もあり、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて大幅に減少しました。平成 27 年度実績は 21,450 トンとなっており、平成 28 年度の間目標の達成まで、3,450 トン、平成 33 年度の長期目標の達成まで 4,450 トンのさらなる減量が必要な状況です。未達成となっている主な理由としては、計画上、実施予定であった「プラスチック製容器包装の再資源化」、「剪定枝等の再資源化」、「生ごみ再資源化の拡大」が未実施であったこと、東日本大震災の影響による民間エコセメント施設の稼働停止により、焼却灰の資源化量が少なくなったことが挙げられます。

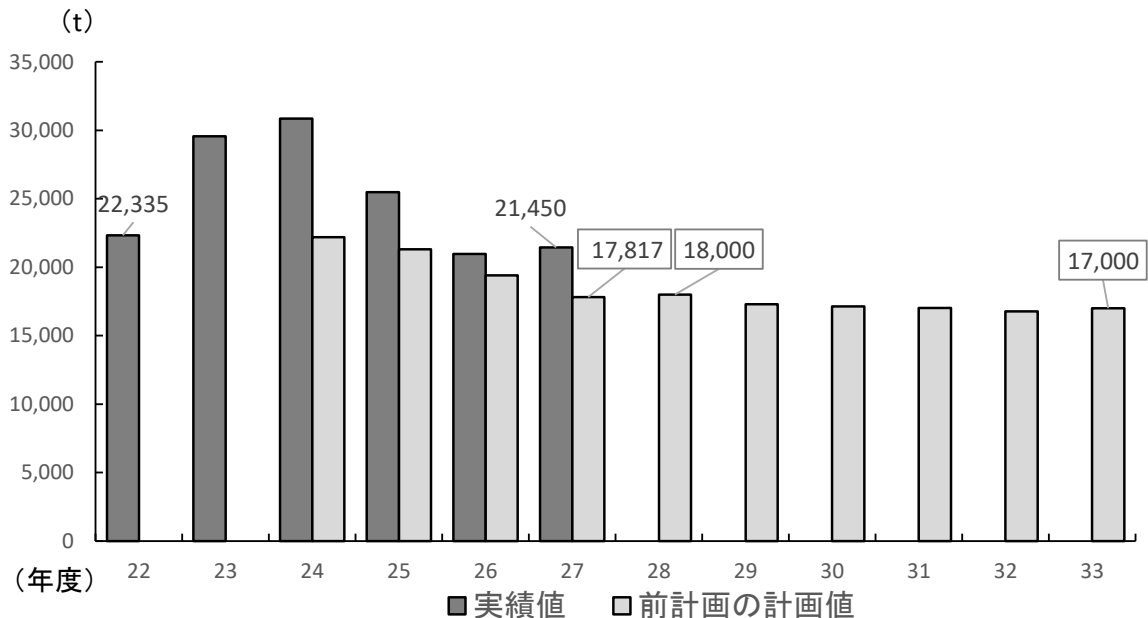


図 2-16 最終処分量の達成状況

(5) 温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量の実績値と目標値を図 2-17 に示します。

平成 27 年度実績で●●トンとなっており、平成 28 年度の間目標の達成まで、●●トン、平成 33 年度の長期目標の達成まで●●トンのさらなる削減が必要な状況です。

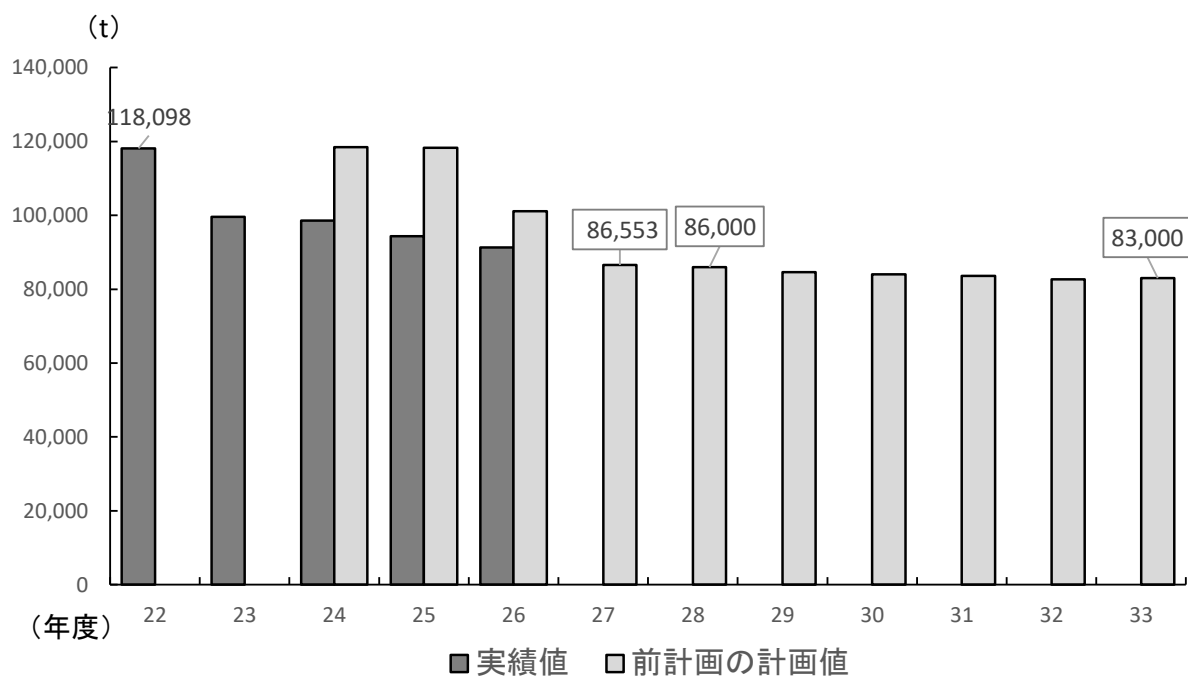


図 2-17 温室効果ガス排出量の達成状況

2.2 ごみ処理の課題

2.2.1 個別事業の課題

市では、ごみの減量と再資源化の推進のため、前計画の施策展開として位置付けている27の個別事業により各種の施策を展開してきました。

具体的には、「ちばルール」協定店の拡充や取組みPR、「へらそうくんルーム⁴²」や「中学校古紙分別収集隊⁴³」など年齢層に応じた啓発事業の実施、生ごみ減量処理機⁴⁴及び肥料化容器⁴⁵購入費助成の拡充、家庭ごみ手数料徴収制度の導入、使用済小型家電の拠点回収に加え、減量計画書⁴⁶を活用した事業用大規模建築物⁴⁷への指導・立入調査の強化、清掃工場における事業所ごみ搬入時の搬入物検査⁴⁸の実施など、様々なごみ減量・再資源化の推進に取り組んできました。

その結果、2.1.8 に示したとおり、「総排出量」と「温室効果ガス排出量」については、平成26年度実績で、同年度の計画値を達成している状況ですが、「焼却処理量」、「再生利用率」、「最終処分量」は未達成のため、計画値の達成に向け、前計画の27の個別事業について課題を整理しました。

27事業のうち、未実施の主な事業としては、「剪定枝等の再資源化の推進」、「プラスチック製容器包装の再資源化の推進」、「生ごみの再資源化の推進」のつ3つが挙げられます。

① 剪定枝等の再資源化の推進

剪定枝等の“大きな”循環システムについては、平成27年5月から実施している「剪定枝等循環システムモデル事業」の効果を検証し、市の収集により全市で実施することとしていますが、事業の実施にあたっては、枝、葉、草ごとの処理コストを踏まえ、最適な再資源化システムの構築を検討する必要があります。

また、地域で取り組む剪定枝等の“小さな”循環システムについては、市の収集による全市展開を行った場合には、実施しても大きな効果を見込めないことから、計画には位置づけないこととしますが、落ち葉の堆肥化などに取り組んでいるNPO法人等の関係団体の活動については、焼却ごみ削減とバイオマス⁴⁹資源の有効活用を図るとともに、市民の自発的な活動を促進する効果が期待できることから、今後も支援を継続する必要があります。

さらに、事業系剪定枝等についても、民間再資源化施設への搬入を誘導することなどにより、再資源化を推進する必要があります。

なお、財源に限りがあることなどを踏まえ、他の施策と比較して費用対効果の高い剪定枝等の再資源化を優先的に実施する必要があります。



ワンポイント：剪定枝等循環システムモデル事業

さらなる焼却ごみ量の削減及び再生利用率の向上を目的に、家庭から出る木の枝・刈り草・葉を資源として収集し、民間再資源化施設で燃料チップや敷料（家畜の寝床）にリサイクルする事業のことです。

平成27年度は2つの町内自治会単位で資源収集を実施しました。平成28年5月から中央区全域で資源収集を開始し、季節や収集回数等による収集量の違いなどのデータを分析し、費用対効果を検証する事業です。



ワンポイント：費用対効果の考え方

かけた費用に対して、どれくらい効果があるかを比較することをいい、本計画では実施する事業の選定を行う際、イニシャルコスト（初期費用）とランニングコスト（維持費用）を含めたトータルコスト（事業経費）に対し、計画の数値目標の達成や3用地2清掃工場運用体制の確立などへ、どの程度寄与するかを判断材料としています。（例えば、資源回収に要するトンあたり経費など。）

常に、排出抑制、再生利用、適正処理、環境負荷、その他の市民サービス等の視点を加味して施策の効果や費用効率性の評価を行い、地域の実情を踏まえつつ、最適な政策選択を行うことが大切です。

＜第1回審議会＞費用対効果は、短期的なコストではなく、将来にわたるトータルコストを検討する必要があるので、考え方を整理してはどうか。

【小川委員】

② プラスチック製容器包装の再資源化の推進

平成 22 年度より実施予定でしたが、焼却処理量の削減や温室効果ガス排出量の削減に寄与する反面、収集・再資源化に多くの費用がかかる状況であることから実施していません。現在、国による法制度の改正が検討されており、自治体が要望している大幅な費用負担の軽減等がなされるかを含めて、引き続き国の動向を注視していく必要があります。

また、プラスチック製容器包装⁵⁰の拠点回収等による再資源化について、平成 27 年度に実施した持ち込み回収の実証事業の状況などを踏まえ、効率的な実施方法等について検討を行う必要があります。



ワンポイント：容器包装リサイクル法の改正について

改正容器包装リサイクル法（平成 20 年 4 月改正完全施行）は、附則第 4 条において、施行後 5 年を経過した場合に法の施行状況を勘案し、必要があると認める時は、法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしています。

平成 25 年 9 月から、環境省・経済産業省が合同で容器包装の 3 R 推進に関する小委員会を開催して検討作業を進めており、引き続き国の動向を注視するとともに、自治体が要望している拡大生産者責任⁵¹の考え方に基づく自治体の費用負担の見直しやリサイクル対象品目の拡大など、改正内容を見極める必要があります。



ワンポイント：プラスチック製容器包装の再資源化手法について

プラスチック製容器包装の再資源化には多くの費用がかかりますが、いったいどのように再資源化しているのでしょうか。再びプラスチックの原料とする手法（マテリアルリサイクル）を想像する人が多いと思いますが、その他にも、化学分解によりガスや油を作り出す手法（ケミカルリサイクル）や、燃やして発電などのエネルギーとして利用する手法（サーマルリサイクル）があります。

プラスチック製容器包装の製造、輸送、使用、廃棄など、全ての段階における環境負荷を評価し、最適な再資源化手法を検討する必要があります。



ワンポイント：海のマイクロプラスチック汚染について

海を漂う廃棄物の中でも、プラスチックは自然に分解して無くなることなく、微細なプラスチックは海洋生物が餌と間違えて誤飲することがあり、生態系への影響が懸念されています。国境を越えて移動するプラスチック廃棄物の削減は、世界を挙げて解決すべき課題となっています。

＜答申＞プラスチック製容器包装の再資源化の実施を判断する理由について、市民に説明する必要がある。

＜第 1 回審議会＞プラスチック製容器包装の再資源化に関連して、廃棄されたプラスチックごみの海洋汚染が問題となっており、世界を挙げて解決すべき課題であることを計画書に取り入れてはどうか。【伊藤（久）委員】

③ 生ごみの再資源化の推進

現在、家庭系生ごみの分別収集は、特別地区事業として4地区において実施しています。焼却処理量の削減に寄与しますが、家庭系生ごみの分別収集特別地区事業⁵²の段階的な拡大については、市内の民間処理施設が拡充計画を実施しても処理能力が不足し、市が生ごみ資源化施設を整備することも難しく現実的でないことから、生ごみ対策を抜本的に考え直す必要があります。

家庭系生ごみは、焼却ごみの半分近くを占めており、さらなる減量・再資源化の対象として積極的に対策を講じるべきであり、各家庭で取り組める新たな事業を実施するなど、発生抑制に向けた普及啓発を強化する必要があります。

また、事業系生ごみも焼却ごみの半分を占めており、発生抑制や再資源化の促進を図るため、排出事業者に対する啓発や支援を行うとともに、食品リサイクル対応の民間再資源化処理施設へ誘導する必要があります。

2.2.2 次期計画に求められる重点課題

→ 前計画では、前述のとおり「プラスチック製包装容器の再資源化」、「剪定枝等の再資源化」、「生ごみ再資源化の拡大」が未実施であったため、「焼却処理量」で目標値を達成できませんでした。これら未実施3事業は、現時点で実施が困難である事業や、費用対効果の面で慎重に検討すべき事業があることから、次期計画では施策展開の方法を工夫し、実効性の高い計画事業を展開していく必要があります。特に、生ごみについては、ごみ組成分析によると可燃ごみ排出量の多くを占める状況にあることから、次期計画では、発生抑制や再資源化に重点的に取り組む必要があります。

また、未実施3事業に加えて、東日本大震災の影響による民間エコセメント施設の稼働停止により焼却灰の再資源化量が減少したことから、「再生利用率」と「最終処分量」で目標値を達成できませんでした。次期計画では、分別を徹底しつつ、新たな再資源化品目を検討するなど、廃棄物から資源物への転換を図るとともに、エコセメント化以外の方法で焼却灰の再資源化量を増やしていく必要があります。

このほか、既存事業の拡充や新規事業の実施によってさらなるごみの減量・再資源化を目指すとともに、清掃工場等の整備を計画的に進めていくことで、3用地2清掃工場運用体制による安定的かつ継続した処理体制を確立することが求められます。

＜第1回審議会＞現行計画の計画目標値を達成できなかった理由や課題を整理し、次期計画にどう繋げていくのかが分かるような文章を付け加えると、次期計画で実施する施策との関連性が明確になり、理解が深まるのではないかと。【伊藤（康）委員】

第3章 基本理念・基本方針

3.1 基本理念等の位置づけ

基本理念及びスローガン・基本方針の位置づけは、以下のとおりとします。

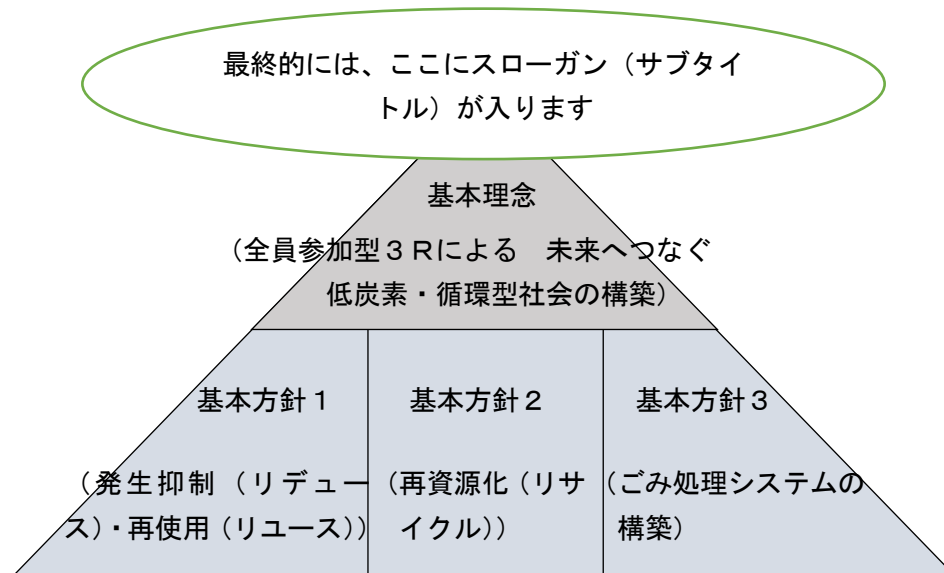


図 3-1 基本理念及びスローガン・基本方針の構造

基本理念を達成するための基本方針は、前計画の構造を踏襲し、「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）」「再資源化（リサイクル）」「ごみ処理システムの構築」の3つから構成し、それぞれの基本方針に向けた具体事業を立案・実施していくこととします。

31

3.2 基本理念

国は「第3次循環型社会形成推進基本計画⁵³」等において、低炭素社会を考慮した循環型社会の形成のため、国民、行政、事業者、NPO等の多様な主体が、それぞれの役割を果たしていく必要があるとしており、とりわけ、3Rの中でもリサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組みを優先する社会システムの構築を目指すこととしています。

また、国は、大規模な自然災害等による膨大な災害廃棄物の処理についても迅速かつ適切に対応できるよう、廃棄物処理システムの強靱化について掲げています。

一方、本市の状況としては、平成19年度から取り組んできた「焼却ごみ1/3削減」の目標を達成したことから、今後は、3用地2清掃工場運用体制による安定的かつ継続的なごみ処理を図るとともに、低炭素社会を考慮した循環型社会の実現のため、一層のごみ減量・再資源化を推進し、長期的視点によるごみ処理施設を整備する必要があります。

このような状況を踏まえ、市民・事業者・市の3者が優先順位の高い2Rの取組みを優先しつつ、3Rに取り組むことにより、低炭素社会を考慮した循環型社会の構築を目指すことで、良好な環境と資源を引き継ぐ「持続可能な社会」を実現していくことを、最上位の目標として位置づける必要があることから、15年間における本市の基本理念は以下のとおりとします。

基本理念

**全員参加型3Rによる 未来へつなぐ
低炭素・循環型社会の構築**



ワンポイント：3Rの優先順位

廃棄物は、いったん発生してしまえば、資源として循環的な利用を行う場合であっても、少なからず環境への負荷を生じさせるため、廃棄物を発生させないリデュース（発生抑制）が最も効果的です。リユース（再使用）は、製品等の形状を維持したまま使用することから、リサイクル（再利用）に比べて資源の減失が少なく、また、その過程から発生する廃棄物等の量も少なくなります。

循環型社会形成推進基本法において、環境負荷を低減するための基本原則として、第1にリデュース、第2にリユース、第3にリサイクル、第4に熱回収、最後に処分として優先順位を定めています。

3.3 スローガン



今後検討致します。

＜第1回審議会＞人口50万人以上の自治体の中で、5年連続で再生利用率が全国第1位であることを誇りとしつつ、今後は2R、とりわけリデュースに力を入れて取り組んでいくべきであり、今後作成する「スローガン」に反映してはどうか。【倉阪委員】

3.4 基本方針

基本理念の達成に向けて、本計画の内容を3つに分け、それぞれに基本方針を掲げ、それに従った個別の事業を展開していくこととします。

個別事業については、費用対効果を勘案しつつ、市民・事業者・市の3者が意欲的に取り組むことのできる事業を設定し、数値目標を達成するための道筋を示します。

また、費用対効果は、コスト面だけでなく、効果として、ごみ削減量に加え地球環境にやさしいことや3Rにつながることも評価し、1人あたりの排出量（原単位）を減らしていくことを目指します。

具体的な事業の立案にあたっては、ごみ減量・再資源化に向け、市民・事業者や業界団体の意見を聴きながら、市民、事業者、市の3者がそれぞれ何をすべきかをわかりやすく発信していきます。

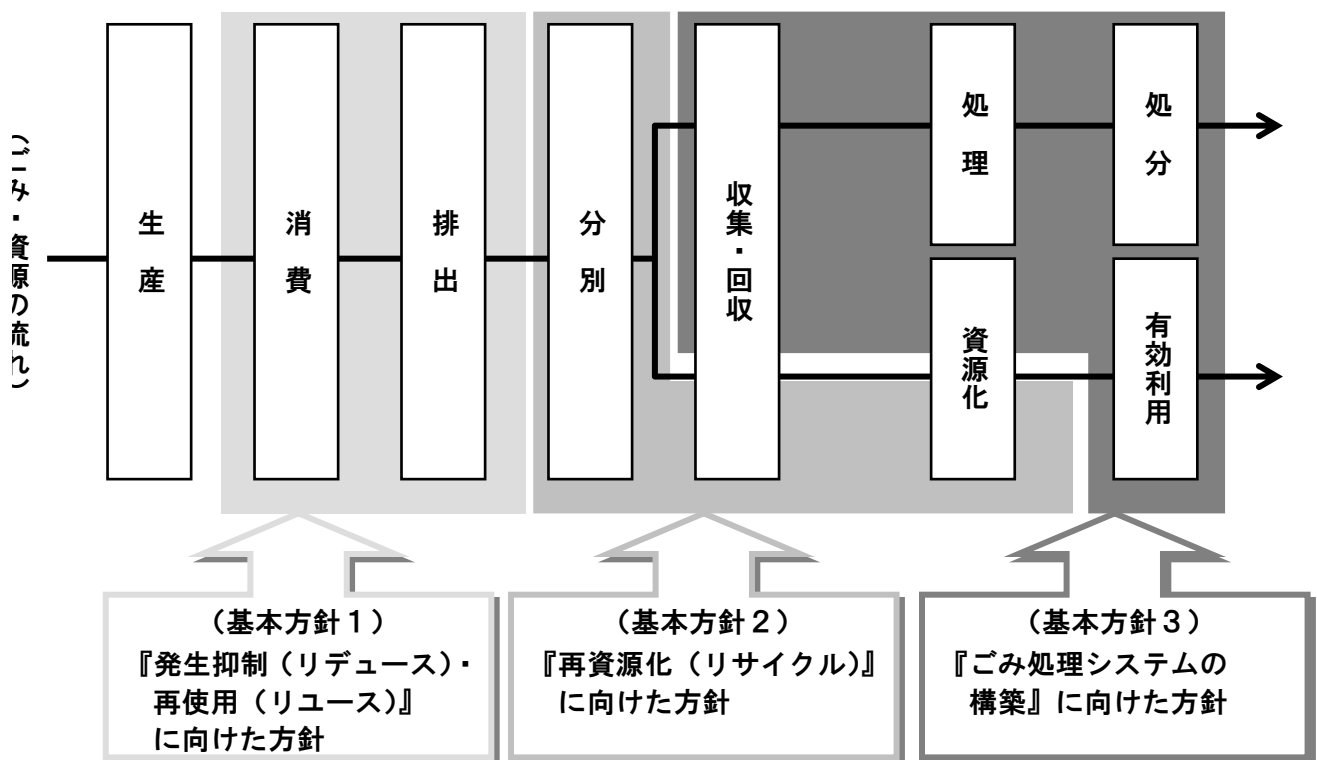


図 3-2 本計画の内容と各基本方針の領域

基本方針 1

一人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、2 R（リデュース・リユース）を目指します。

ごみの排出者である市民・事業者が、ごみの減量に対する理解と関心を深め、3 Rのうち優先すべき発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に取り組めるよう啓発事業を推進し、ごみを出さない社会づくりを推進する必要があります。

年齢層や事業所種別など状況に見合ったきめ細やかな普及・啓発により、市民・事業者一人ひとりにごみ減量意識を浸透させ、さらなる2 R（リデュース・リユース）の推進を図り、ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立を目指していきます。

基本方針 2

再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します。

3 用地 2 清掃工場運用体制における安定的かつ継続的なごみ処理に向けた焼却ごみ量の削減を確実なものにするため施策を強化するとともに、焼却灰の量を少なくすることで最終処分場の延命化を図ることが重要です。

前計画では、「一歩先へ」をビジョンに、プラスチック製包装容器、剪定枝、生ごみ等、数多く再資源化対象を拡充することを目指しましたが、焼却ごみ 1/3 削減目標の達成や、人口 50 万人以上の自治体の中で再生利用率が全国第 1 位となっていることを踏まえ、本計画では、費用対効果等を勘案し未実施 3 事業の見直しを行うなど「再生利用率を高める効果的な再資源化」という現実重視の視点にシフトしていきます。

また、再資源化の推進においては、地域コミュニティや事業者との連携が不可欠であることから、市民・地域・事業者・行政の連携を強化するとともに、地域におけるごみ減量・再資源化を推進する人材の育成を目指していきます。

基本方針 3

低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理システムの構築を目指します。

低炭素・循環型社会に貢献するとともに、資源循環を含めた経済・効率性や安定・継続性に優れたごみ処理体制の構築に加え、国による災害廃棄物対策の考え方と整合を図り、大規模な自然災害等による膨大な災害廃棄物の処理等のリスクを回避できる強靱な処理システムの構築を目指すとともに、「経済・効率性」と「強靱」のバランスを考慮することが重要です。

また、処理施設の整備にあたっては、廃棄物エネルギーを有効活用して、環境にやさしく、地球環境の向上に寄与できるような施設とするとともに、施設整備計画や整備費用について、市民にわかりやすく説明します。

第4章 計画フレームと数値目標

4.1 計画フレーム

4.1.1 計画期間

平成 27 年 12 月に策定した「千葉市一般廃棄物処理施設基本計画⁵⁴」との整合を図るため、図 4-1 に示すとおり、平成 29 年度からの 15 年間を計画期間とします。

期間の区切りとしては、5年後の平成33、38年度を中間目標年度とし、平成43年度を目標年度とします。

なお、本計画は概ね５年ごとに見直すとともに、社会・経済情勢の大きな変化があった場合や、国における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、随時見直しを行うものとします。

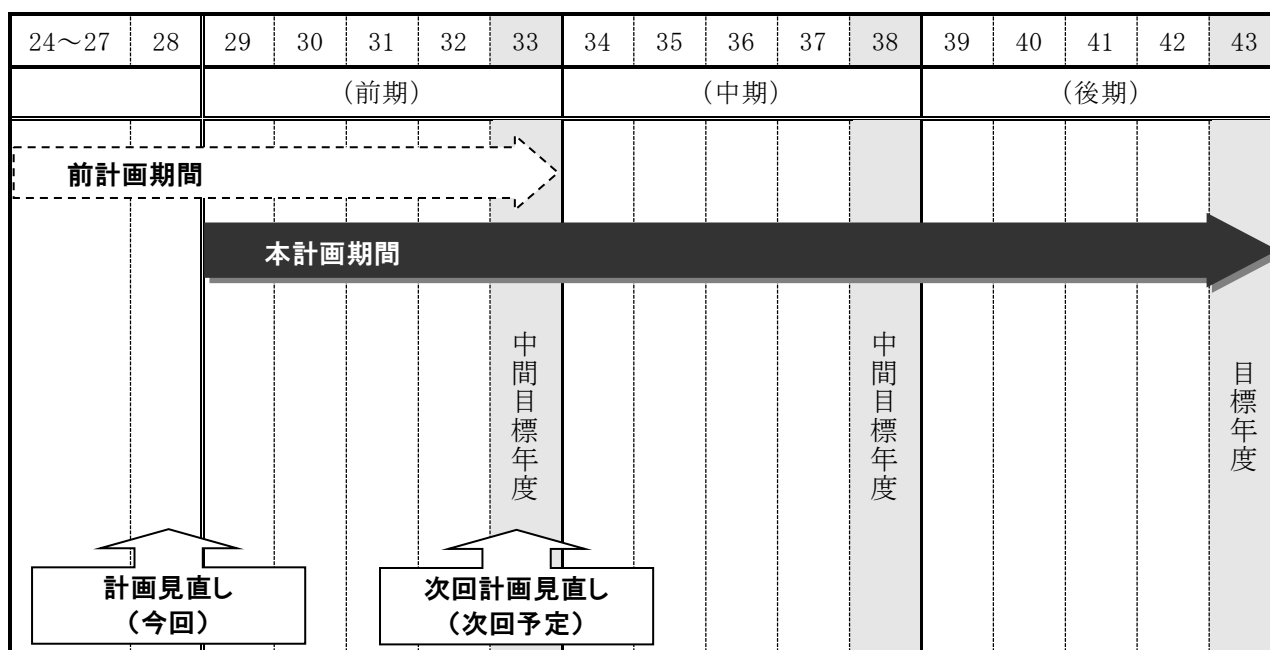


図 4-1 計画の期間

4.1.2 計画フレーム

将来のごみ量推計や施策展開による減量効果を勘案し、平成33年度、38年度及び43年度のごみ処理指標の計画値を表4-1のとおりとします。

なお、将来のごみ量については、将来人口の予測値が確定されていることから、家庭系ごみ・事業系ごみともに、人口動態に伴う排出量原単位の増加への対策を講じることにより、排出量原単位の実績がそのまま推移するものとして予測しました。

表 4-1 計画フレーム

区分	単位	実績	計画		
		H27年度	H33年度	H38年度	H43年度
人口	(千人)	965	972	957	931
①総排出量	(千t)	367	368	363	354
	(g/人・日)	(1,041)	(1,037)	(1,037)	(1,037)
家庭系	(千t)	226	226	223	217
	(g/人・日)	(641)	(637)	(637)	(637)
事業系	(千t)	141	142	140	136
	(g/人・日)	(400)	(400)	(400)	(400)
②ごみ排出量	(千t)	260	250	246	240
	(g/人・日)	(737)	(704)	(703)	(703)
家庭系	(千t)	181	176	173	169
	(g/人・日)	(513)	(495)	(495)	(495)
事業系	(千t)	79	74	73	71
	(g/人・日)	(224)	(209)	(208)	(208)
③資源物回収量	(千t)	107	118	117	114
	(g/人・日)	(304)	(333)	(334)	(334)
家庭系	(千t)	45	50	50	49
	(g/人・日)	(128)	(142)	(142)	(142)
事業系	(千t)	62	68	67	65
	(g/人・日)	(176)	(191)	(191)	(192)
④焼却処理量	(千t)	253	242	241	235
	(g/人・日)	(716)	(682)	(690)	(689)
家庭系	(千t)	174	168	168	164
事業系	(千t)	79	74	73	71
⑤処理後再生利用量	(千t)	12	12	21	21
⑥再生利用量(③+⑤)	(千t)	120	130	138	134
⑦再生利用率(⑥/①)	(%)	33	35	38	38
⑧最終処分量	(千t)	21	23	13	13
⑨最終処分率(⑧/①)	(%)	6	6	3	3
⑩温室効果ガス排出量	(千t)	91	84	83	78

注1) 表中の数値については、端数調整のため、合計等が一致しない場合がある。

注2) 家庭系ごみ：可燃ごみ＋不燃ごみ＋有害ごみ＋家庭系資源物（びん・缶・ペットボトル・古紙・布類・剪定枝）＋粗大ごみ＋集団回収量＋古紙回収庫回収量＋使用済小型家電拠点回収量

注3) 事業系ごみ：可燃ごみ＋不燃ごみ＋事業系資源物（古紙・布類・びん・缶・金属＋生ごみ＋剪定枝＋その他市が把握可能な資源物）

注4) 再生利用率＝再生利用量（処理前再生利用量＋処理後再生利用量）÷総排出量×100

注5) 処理後再生利用量＝破碎後資源化量＋焼却残渣資源化量

注6) 温室効果ガス排出量：清掃工場における排出量及び売電等による回避量⁵⁵の合計

注7) 表中の（ ）は原単位（市民1人1日あたりの排出量）を示す。

4.1.3 想定する事業効果

4.1.2の計画フレームについて、第5章に示す各事業の、平成43年度における減量効果の計画値は表4-2のとおりです。

表 4-2 想定する事業効果（平成43年度）

基本方針	事業分類	記号	具体事業	家庭系		事業系	
				発生抑制・再使用	再資源化	発生抑制・再使用	再資源化
1	ルール	1	ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大	○		○ ※現状維持	
	情報提供	2	3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化	○		○ ※現状維持	
		3	発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進	○		○ ※現状維持	
	動機づけ	4	料金の見直しによるごみの排出抑制	○ ※現状維持	△	○ ※現状維持	△
		5	生ごみの排出抑制の推進	◎ 1,000			
	行動	6	国及び他自治体との連携				
		7	きれいなまちづくりの推進				
		8	不法投棄の防止				
		9	C-EMSによる市庁舎等における率先した3Rの推進			○ ※現状維持	
2	ネットワーク	10	市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援		△		△
	分別の徹底	11	ごみ排出ルールの遵守・指導徹底		○		
		12	事業所ごみの排出管理・指導の徹底			△ ※現状維持	◎
	分別の推進	13	多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進		○ ※現状維持		◎ 500
		14	剪定枝等の再資源化の推進		◎ 5,500		◎ 2,000
		15	生ごみの再資源化の推進		○ ※現状維持		◎ 2,800
		16	清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施			△ ※現状維持	◎
	分別の拡充	17	さらなる資源化品目の検討・推進施策				
3	収集運搬	18	収集運搬体制の合理化				
		19	ごみ出し支援サービスの実施				
	再資源化	20	民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築				
		21	焼却残渣の再生利用の推進				◎ 23,000
	焼却処理	22	焼却処理施設の長期的な運用計画の推進				
	最終処分	23	最終処分場の適正管理				
	システムの検討・構築	24	安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備				
		25	安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備				
		26	安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備				
	適正処理困難物	27	適正処理困難物等の処理推進				
総排出量減量効果			合計	1,000	1,000		
焼却処理量減量効果			合計	11,800	1,000	5,500	5,300
焼却・溶融残渣資源化効果			合計	23,000			23,000

◎：直接的な効果を見込む事業 ○：他の事業との複合的な効果を見込む事業 △：他の事業への間接的な効果を見込む事業

4.2 数値目標

4.2.1 数値目標の項目

本計画では、計画内容の全容を可能な限り網羅し、基本理念及び基本方針の計画内容の進捗状況を把握する指標として、以下の5項目を数値目標として掲げます。

これら5つの数値目標と計画範囲及び基本方針との関係を図 4-2 に示します。

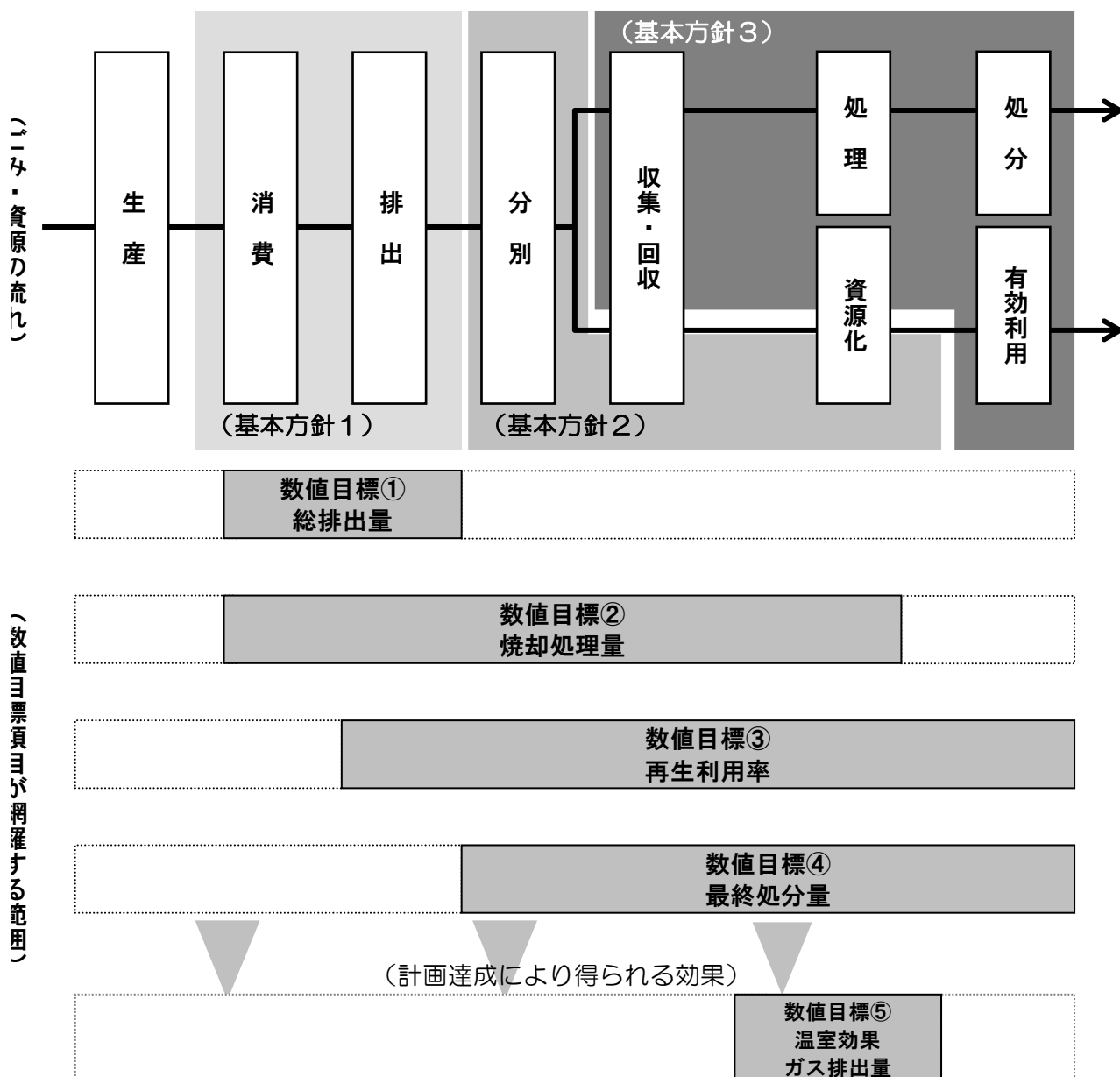


図 4-2 本計画の内容と数値目標項目の関係

4.2.2 数値目標達成のイメージ

前項に示した5つの目標について、平成43年度を目標年次として達成すべき具体的な数値目標を掲げます。循環型社会の構築を測る数値目標として、3Rの効果が直接的に現れる「総排出量」「焼却処理量」「再生利用率」「最終処分量」が該当し、低炭素社会の構築を測る数値目標として「温室効果ガス排出量」が該当します。また、これらの目標は、市民全員が参加して行動に移し、未来へつないでいくことで初めて達成されます。

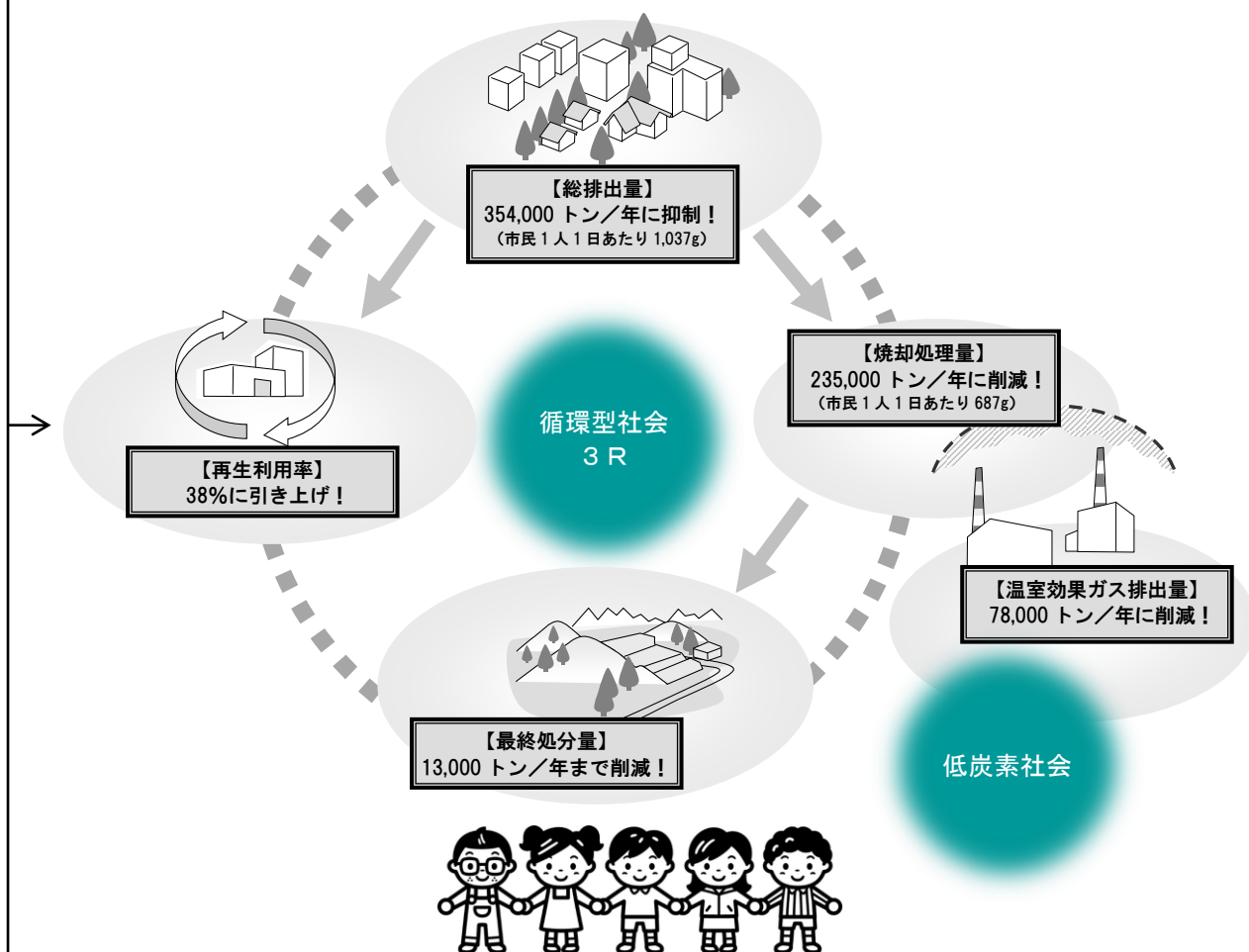


図 4-3 平成43年度の目標達成のイメージ

＜第1回審議会＞基本理念にある「低炭素社会」と「循環型社会」が構築されたかどうか、判断するための指標を設けるべきである。【小川委員】

4.2.3 数値目標

数値目標 1 総排出量

平成 43 年度の総排出量を **354,000 トン以下** に抑制します。

(市民 1 人 1 日あたり 1,037g)

(平成 27 年度は 1,041g)

循環型社会の実現のためには、まずリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）に取り組み、ごみを作らない・出さない環境づくりを推進することが重要です。

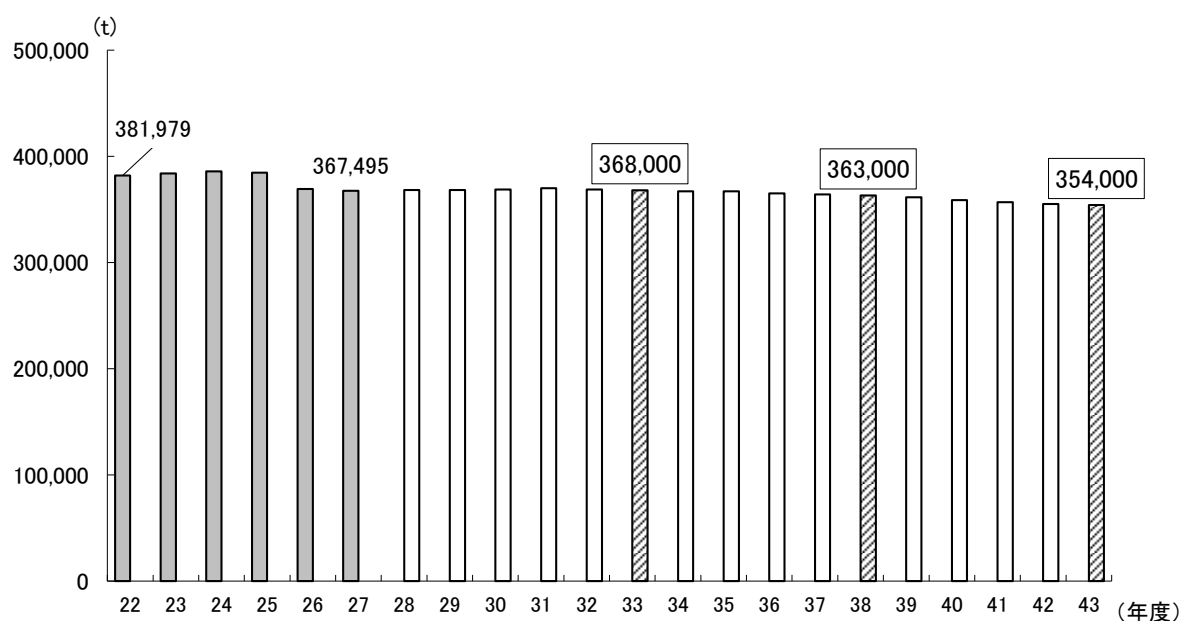
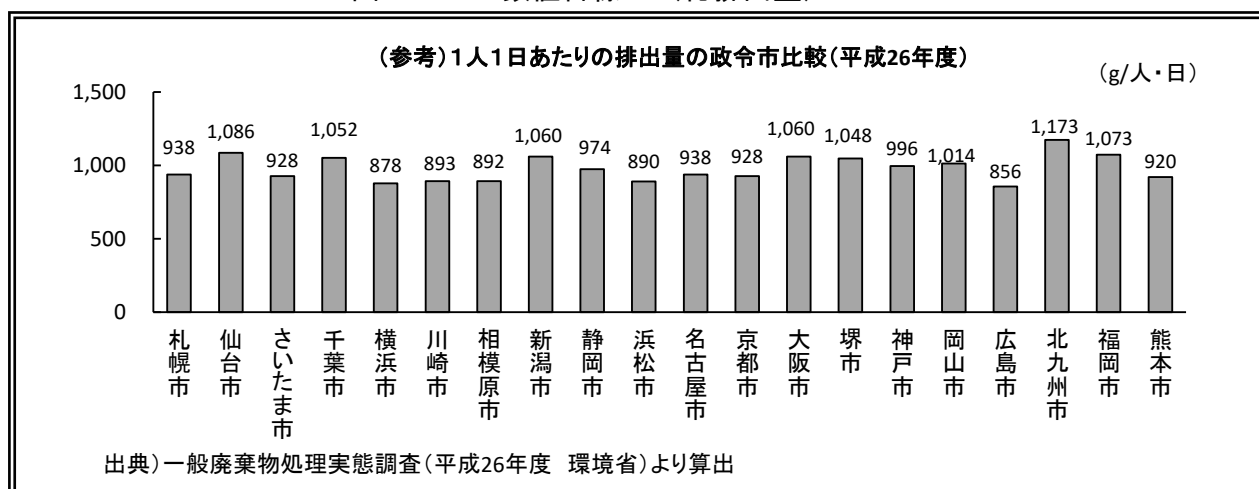


図 4-4 数値目標 1 (総排出量)



数値目標 2 焼却処理量

平成 43 年度の焼却処理量を **235,000 トン以下** に削減します。

(市民 1 人 1 日あたり 687g)

(平成 27 年度は 716g)

3 用地 2 清掃工場運用体制へ移行した後に安定的・継続的な処理を実現するためには、3 R の取り組みを一層推進し、焼却処理量を削減することが重要です。

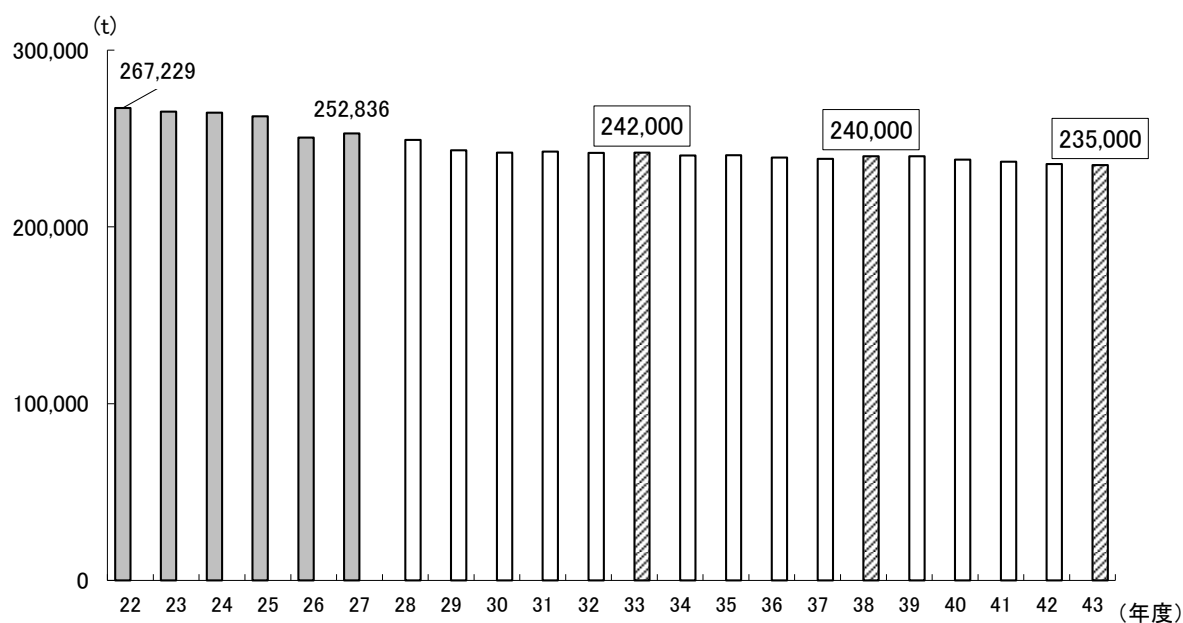
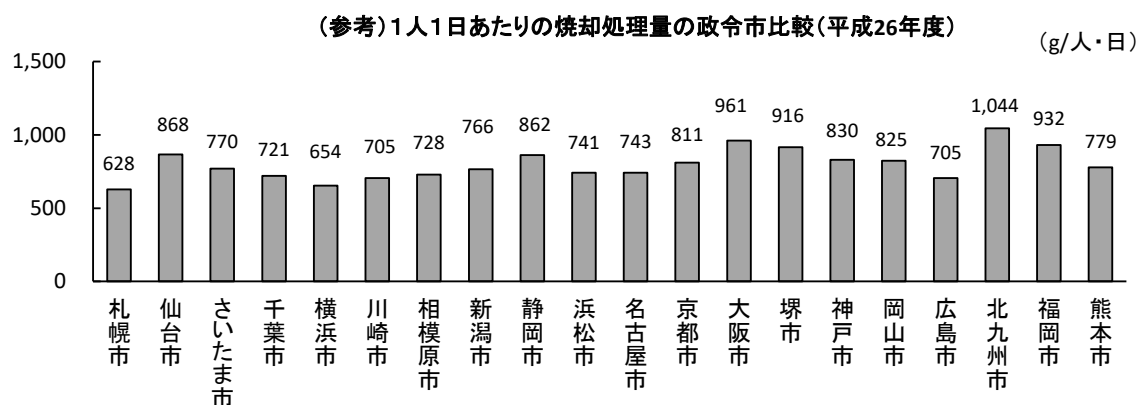


図 4-5 数値目標 2 (焼却処理量)



出典) 一般廃棄物処理実態調査(平成26年度 環境省)より算出

数値目標3 再生利用率

平成43年度の再生利用率を **38%以上** に引き上げます。

不用品を再び資源として活用することで、新たな資源の消費を抑制し、環境負荷の低減につなげることが重要です。

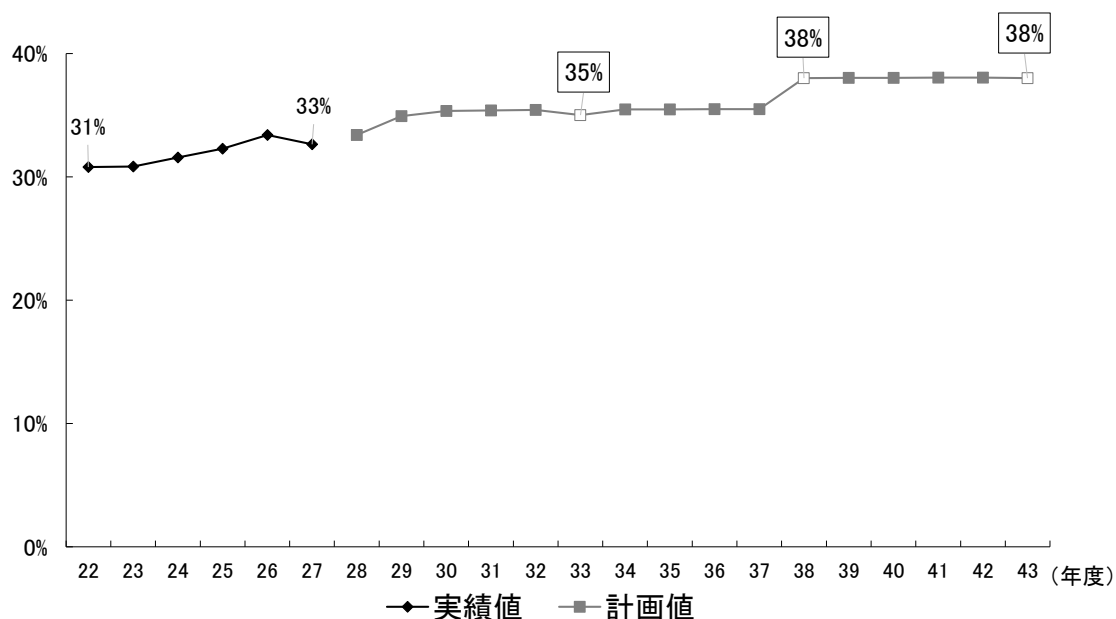
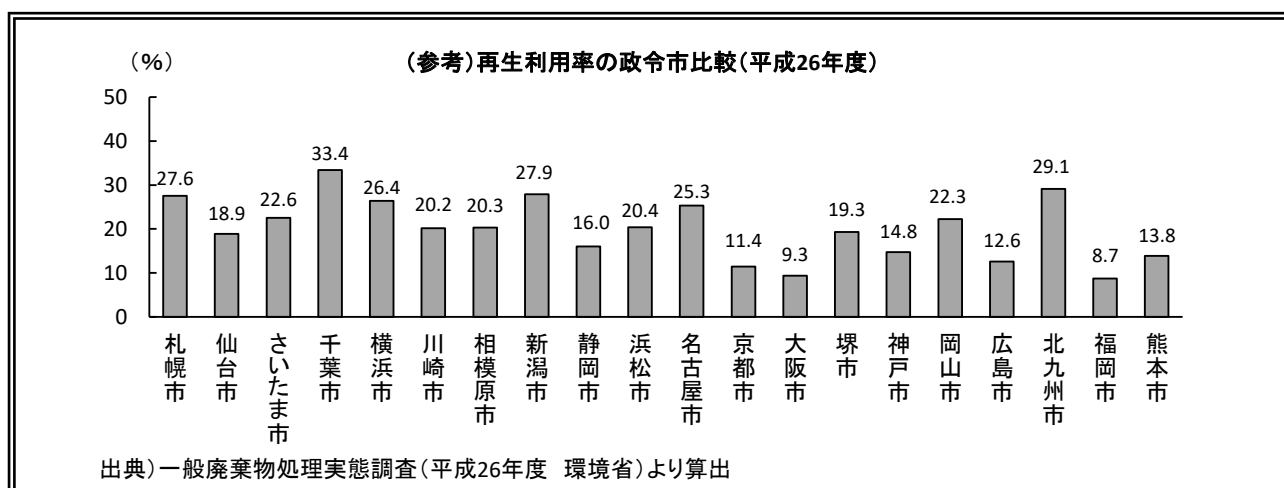


図 4-6 数値目標3 (再生利用率)



数値目標4 最終処分量

平成43年度の最終処分量を **13,000 トン以下** に削減します。

ごみの減量・再資源化を進めるとともに、焼却灰の溶融スラグ化等を行った結果、最終処分量は着実に減少してきましたが、現在受け入れ可能な最終処分場は新内陸最終処分場のみであることから、さらなる延命化を図っていく必要があります。

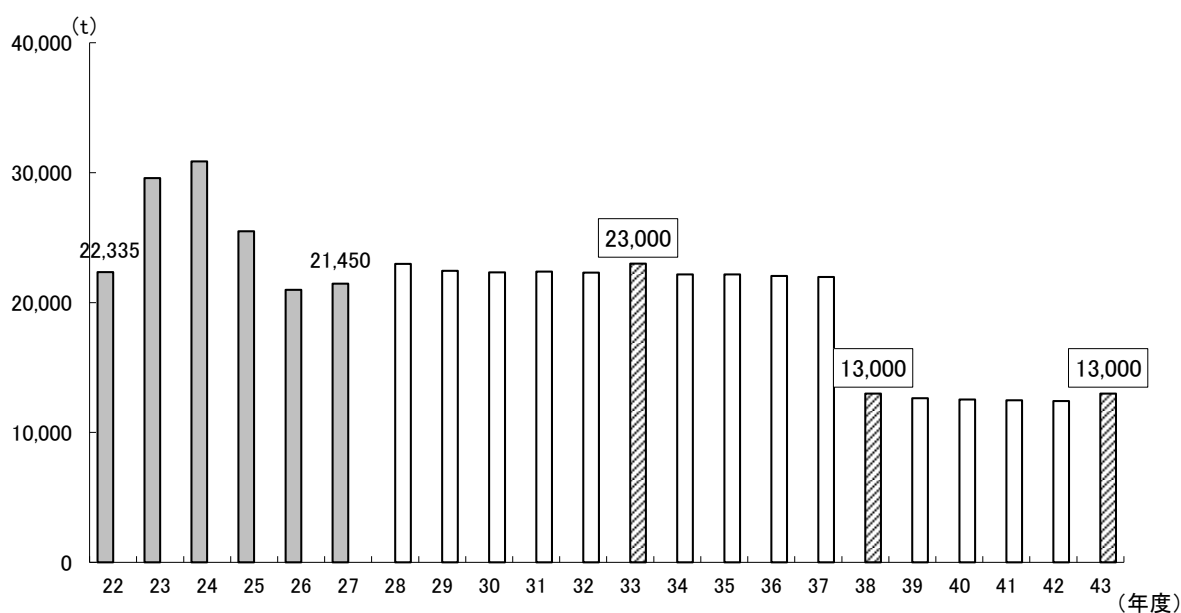
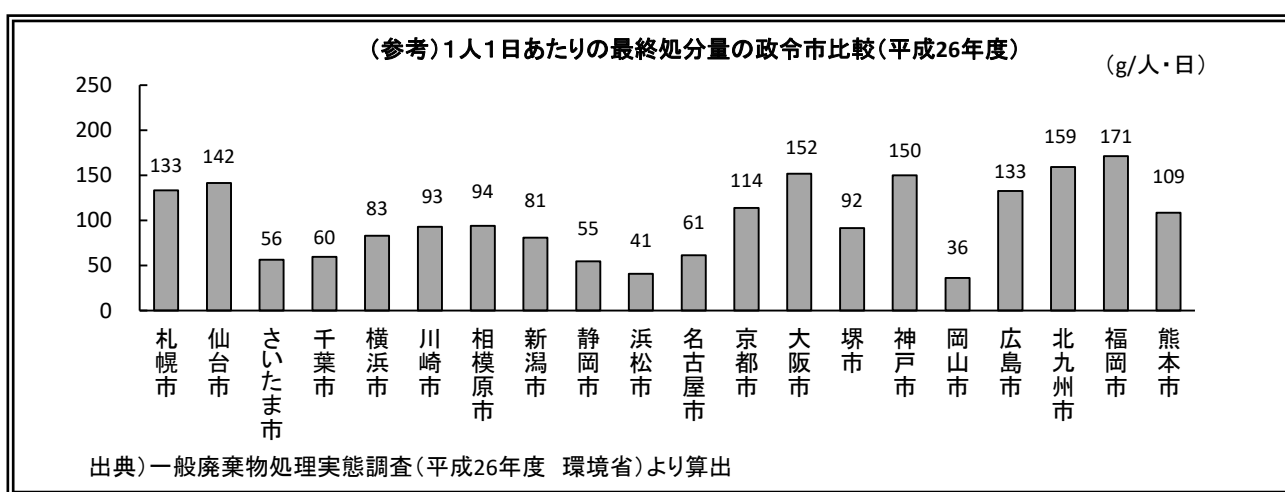


図 4-7 数値目標4（最終処分量）



数値目標5 温室効果ガス排出量

平成43年度の温室効果ガス排出量を **78,000 トン以下** に削減します。

市の施設から排出された温室効果ガスのうち、約●割を清掃工場からの排出で占めていることから、排出量を削減し、低炭素社会を考慮した循環型社会の実現を目指します。

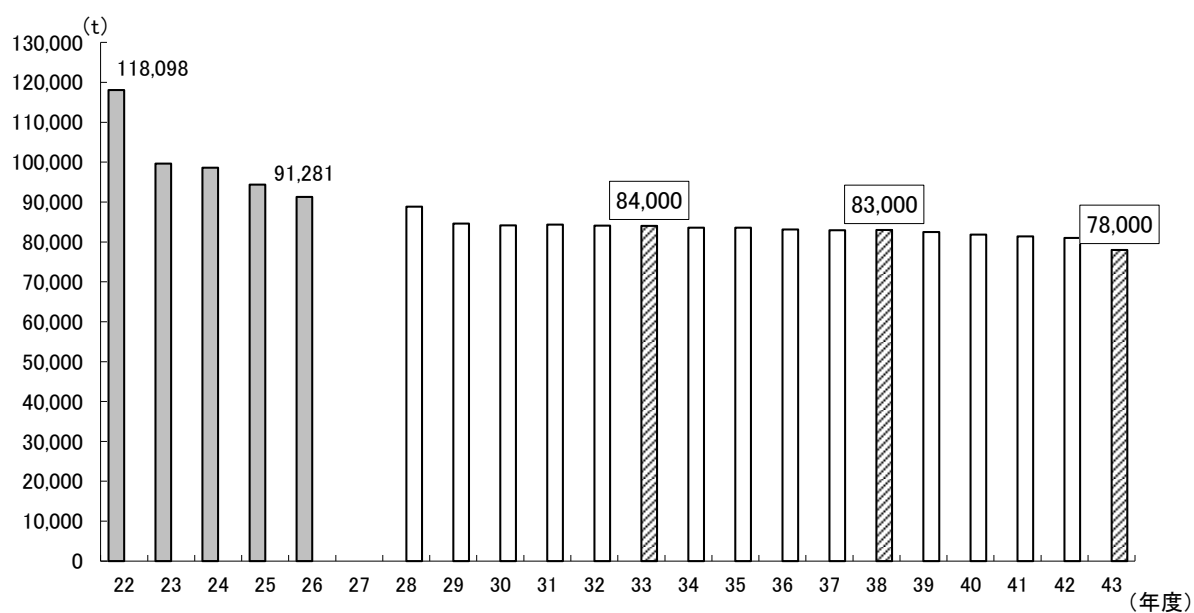


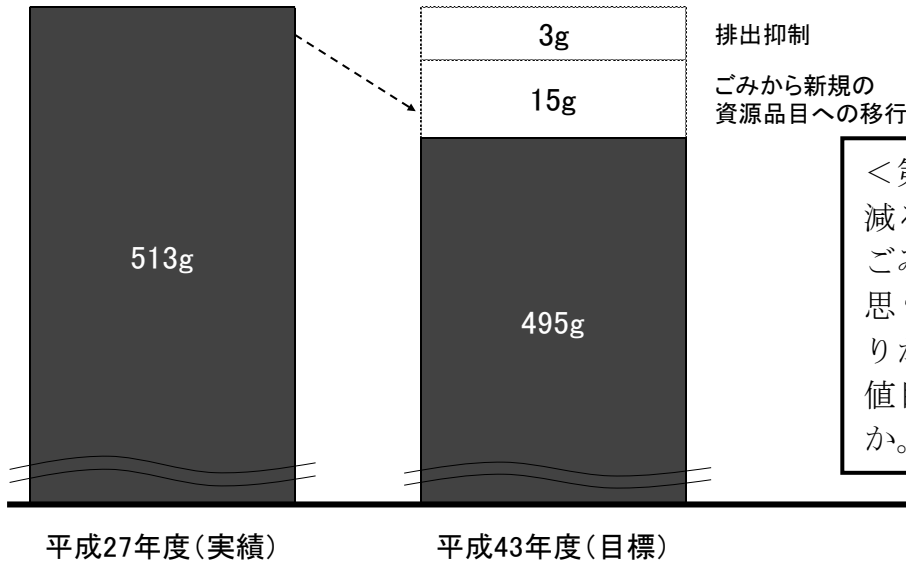
図 4-8 数値目標5（温室効果ガス排出量）

4.2.4 ごみ減量の内訳

(1) 家庭系ごみの排出抑制・分別資源化

本計画の達成に向け、平成 43 年度の家庭系ごみの 1 人 1 日あたりの排出量を以下のように設定します。

- ① 市民 1 人ひとりの排出抑制の努力で平成 26 年度に対し、約 3g 削減します。
- ② 現在ごみとして排出されている剪定枝を新たに資源物として収集することで、平成 26 年度に対し、ごみを 15g 削減します。



＜第 1 回審議会＞人口が減るにつれて、全体的なごみ量は減少していくと思うので、市民 1 人ひとりが努力できるような数値目標を設定してはどうか。【三瓶委員】

注) 四捨五入の都合上、合計が合わない箇所がある。

図 4-9 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出原単位の推移設定

ごみ減量に向けた市民の努力目標 ⇒ 1 日約 77g (卵(LL サイズ)1 個)

① 排出抑制

例) 生ごみの水切り ⇒ 1 日約 3g ⇒ 毎月約 90g (茶碗 1/2 程度のご飯 or りんごの皮 2 個分)

〔平成 27 年度の実績で 513g の 1 人 1 日あたりの排出量のうち、生ごみは約 240g と推測されます (p7 参照)。生ごみ減量処理機・肥料化容器の利用や、水切り徹底・食べ切りを実施することで、約 3g のごみを削減することができます。〕

例) レジ袋の削減 ⇒ 1 日約 8g (参考: レジ袋(LL サイズ)1 枚 10g)

〔日々の買い物でレジ袋を貰わないことがごみ減量に繋がります。〕

② ごみから現行の資源品目への移行

例) 分別の徹底 ⇒ 1 日約 51g (完全に分別が徹底された場合)

⇒ 毎月約 1,530g (お菓子の空箱 90 個分 or ペットボトル 60 個分)

〔平成 27 年度の調査結果では、家庭系可燃ごみの中に 10.7% (p8 参照) の資源品目が混入している状況です。これらを適正に分別することで、1 日あたり約 51g、毎月約 1530g (お菓子の空箱 90 個分 or 500ml のペットボトル 60 個分) のごみを削減することができます。〕

③ ごみから新規の資源品目への移行

例) 剪定枝等の分別排出 ⇒ 1 日約 15g ⇒ 毎月約 450g (約 1 束)

〔新たに分別収集を実施する剪定枝等 (p77 参照) を資源化するすることで、1 日あたり約 15g、毎月約 450g (剪定枝約 1 束分) のごみを削減することができます。〕

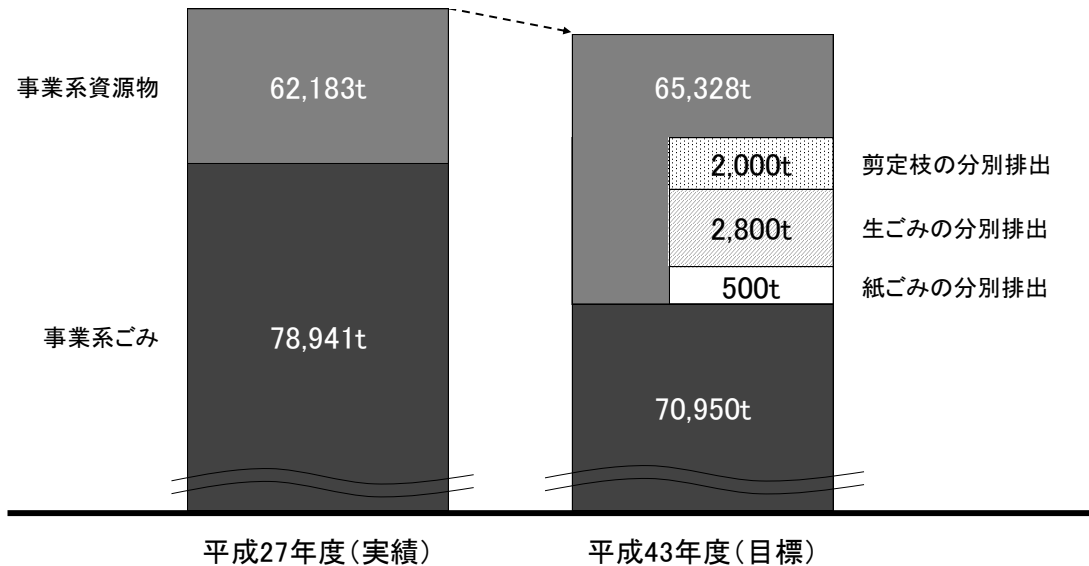
(2) 事業系ごみの分別資源化

本計画の達成に向け、平成 43 年度の事業系ごみの排出量を以下のように設定します。

- ① 剪定枝等の民間施設での再資源化の推進により、現在ごみとして排出されている剪定枝等を分別資源化することで、平成 27 年度に対し 2,000 トン削減します。

② 古紙リサイクルオフィス町内会活動支援の強化や、事業系ごみの分別・排出ガイドブックの配布などにより、現在ごみとして出されている紙ごみを分別資源化することで、平成 27 年度に対し 500 トン削減します。

③ 学校給食残渣の資源化や、生ごみの民間施設での再資源化への誘導により、現在ごみとして排出されている生ごみを分別資源化することで、平成 27 年度に対し 2,800 トン削減します。



注 1) 数値の四捨五入の関係上、表 4-1 と合計が合わない箇所がある。
注 2) 事業系ごみについては、排出主体が事業所であるため、1 人 1 日あたりの量ではなく、総量で設定している。

図 4-10 事業系ごみの分別資源化の推移設定

ごみ減量に向けた事業者の努力目標

- ① 剪定枝等の分別排出 ⇒ 約 2,000t

〔造園事業者等の事業所から発生する剪定枝等を民間施設へ搬入し資源化することで、約 2,000 トンのごみを削減することができます。〕

② 生ごみの分別排出 ⇒ 約 2,800t

〔学校給食残渣を民間施設で資源化するほか、民間バイオガス化施設の処理能力拡充に併せて事業者が生ごみの資源化に新たに取り組むことで、約 2,800 トンのごみを削減することができます。〕

③ 紙ごみの分別排出 ⇒ 約 500t

〔平成 27 年度の調査結果では、事業系可燃ごみの中にはまだ 9.9%の資源化できる紙類が混入している状況です（p7 参照）。事業者が紙ごみの分別にさらに取り組むことで、約 500 トンのごみを削減することができます。〕

第5章 目標達成に向けた施策展開

5.1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に向けた施策

基本方針 1

一人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、2R（リデュース・リユース）を目指します。

（1）施策展開の方向性

- ① ごみ減量のための「ちばルール」に関する協定店の拡充、普及啓発及び取組みPRの強化や食品ロス削減の推進など新たな取組みの推進、幅広い年齢層が自発的にリデュース・リサイクルを中心とした3Rに取り組めるような世代別の環境学習プログラムの推進、生ごみの排出抑制に向けた生ごみ減量処理機・肥料化容器の購入費用に対する補助金制度の拡充やPRの強化、民間事業者の情報提供等による不用品リユースの促進、C-EMSによる市庁舎等における率先した3Rの徹底など、既存事業の見直しを行いつつ、市民・事業者一人ひとりが積極的に取り組めるような事業を実施していきます。
- ② 生ごみ対策については、市民にごみ問題の重要性を認識してもらう最適な課題と位置付け、生ごみ減量処理機・肥料化容器の使用方法的PRなどにより普及拡大を図るほか、生ごみの水分を減らす取組みを実施していきます。
- ③ 発生抑制のための普及啓発については、まだごみ減量に取り組んでいない人や事業者ターゲットを絞り、年齢層や事業者種別にも配慮した効果的なプログラムを設定し、きめ細やかに実施していきます。

(2) 施策の体系

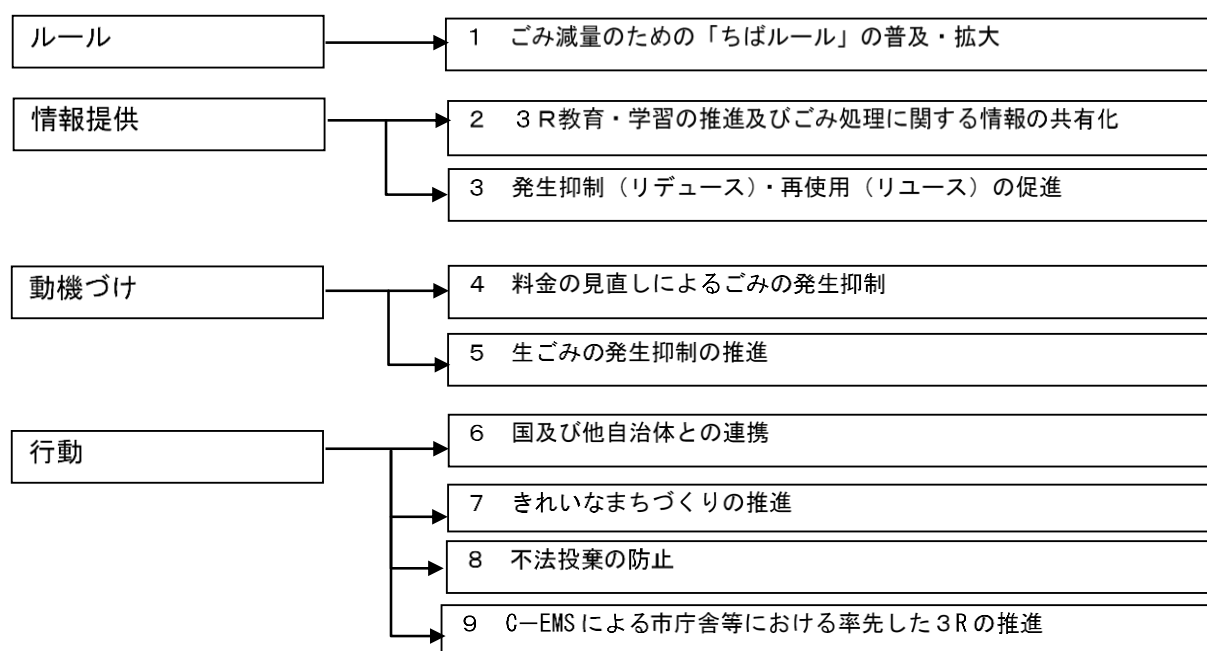


図 5-1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に向けた施策（基本方針1）の体系

各事業の実施スケジュールは、目標値設定のための目安であり、具体的実施・時期については、法律の改正や焼却ごみ量、財政状況等を勘案して判断します。

事業内容の（拡）（新）については以下の通りです。

※（拡）：前計画事業の拡充 （新）：新たに実施する事業

事業1

ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大

●事業内容

(1) 「ちばルール」の普及・啓発の強化

①積極的な「ちばルール」の普及・啓発

各種広報媒体等を活用し、市民・事業者に対して「ちばルール」の普及啓発を実施します。

(拡) ②「ちばルール」協定店の拡充と店頭回収品目の充実

「ちばルール」の協定店の拡充を図るほか、協定店が実施している店頭での資源物回収（食品トレイや段ボール等）について、より多くの再資源化品目の回収に取り組んでもらえるよう、品目の充実を働きかけます。

(2) 「ちばルール」の施策の推進

①優良店表彰制度の実施

ごみの減量や再資源化に貢献したちばルール協定店に対し、市から表彰する優良店表彰制度を実施します。

(新) ②食べきり協力店制度による生ごみ減量・食品ロス削減の推進

中央区で実施されている飲食イベント「ちーバル」で、市内飲食店等と連携した「食べきりキャンペーン」等を継続実施するとともに、市内飲食店等と新たに協定を結び、生ごみ減量・食品ロス削減をPRします。

(3) 「ちばルール」の効果検証と今後に向けた検討

協定店における活動の促進、未加入者への加入促進等を継続して実施し、これまでの活動の効果を検証し、次の展開に向けた検討をします。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 「ちばルール」の普及・啓発の強化	①② 実施中	継続・拡充														
(2) 「ちばルール」の施策の推進	① 実施中	継 続														
	② 新規	食べきり協力店制度の検討														
(3) 「ちばルール」の検証と検討	検討中	食べきり協力店と協定を締結														
		継 続														

＜答申＞・ちばルール協定店の拡充、普及啓発、取組みPRの強化、食べ切り協力店制度による生ごみ減量・食品ロス削減などを検討し、施策を強化すること。
・店頭でのプラスチック容器の回収などの実施を働きかけていくことも効果的である。

事業2

3 R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化

●事業内容

(1) 3 R教育・学習の推進

①環境教材の製作・配布

環境教育に資する教材を製作し、市内の学校等へ配布します。

②3 R教育の実施

ごみの減量やリサイクル意識を生活習慣として定着させるため、小学校で、ごみの分別方法や再資源化について体験学習する「ごみ分別スクール」を実施します。また、保育所・幼稚園では未就学児向け3 R啓発（3 R教育図書「へ～んしん」の紙芝居の読み聞かせ、分別ゲーム等）を行う「へらそうくんルーム」を実施し、幼児期から3 Rへの関心を促します。

(拡) ③環境学習プログラムによる積極的な3 Rの推進

小学生には「ごみ分別スクール」、中学生には中学校の生徒会等が中心となり、校内の古紙を収集する体験を通して古紙に対する関心を高める「古紙分別収集隊」、高校生には生ごみの減量など環境に配慮した調理法を学ぶ「エコレシピ料理⁵⁶講習会」、大学生には全国初となる市内大学の横断的組織である、ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」による啓発など、世代別に強化する内容を変えて3 Rの啓発に取り組みます。

④地域社会における総合的な環境学習の実施

公民館などの地域に根差した場所で環境教育講座を開催するなど、総合的な環境学習を実施します。

(2) ごみ処理に関する情報の共有化

①出前講座等によるわかりやすい情報の提供

町内自治会等を対象に実施している「今すぐ実践！ごみ減量講習会」等において、図表やごみ処理費用などを取り入れた資料を用いて、市民に分かりやすい情報提供を心がけます。

(拡) ②広報誌等による最新情報の提供

ごみ減量広報誌「GO！GO！へらそうくん」にタイムリーな情報を掲載するとともに、「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の誌面を充実させます。また、ごみステーションへの掲示やTwitterやFacebookなどの各種媒体などを活用し、積極的な情報発信に努めます。

③町内自治会による地域住民への情報発信の支援

町内自治会が、ごみ処理に関する情報を地域住民に速やかに伝達できるよう支援します。

＜答申＞・幅広い年齢層が2 Rに取り組めるような世代別の環境学習プログラムを推進すべきである。

・普及啓発については、年齢別や事業所別にも配慮した効果的なプログラムを設定し、きめ細やかに実施していくべき。

④許可業者と連携した事業所への情報提供

排出事業所と接触する機会の多い許可業者を通じて、市から情報提供を行います。

⑤中小規模の事業者に対する周知・啓発

中小規模の事業所が多く参加する講習会等で、ごみ処理に関する説明を行います。

⑥ごみ処理にかかる経費等の情報発信

ごみ処理経費やリサイクル等推進基金の収入・支出の情報をホームページやごみ減量広報紙媒体へ掲載し、市民・事業者の皆様へお伝えします。

新たに追加した事業 (新) ⑦ごみ減量コンシェルジュの設置

環境事業所に「ごみ減量コンシェルジュ」を設置し、相談を受け付けるとともに、地域住民と協働してごみに関する諸問題の解決にあたります。

新たに追加した事業 (新) ⑧可燃ごみ減量効果の「見える化」の実施

町内自治会などを対象に、生ごみの再資源化や水切り、雑がみの分別など可燃ごみの減量取組みの実施前後で、ごみの計量や指定袋サイズ別の写真撮影を行い、視覚的に分かりやすく減量効果を体験していただきます。また、当該データを活用し、ごみ処理費用の削減や最終処分場の延命効果を数値化します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 3R教育・学習の推進	①②③④ 実施中	継続・拡充														
(2) ごみ処理に関する情報の共有化	①②③ ④⑤⑥ 実施中	継続・拡充														
	⑦ 新規	ごみ減量コンシェルジュの実施														
	⑧ 新規	可燃ごみ減量効果の「見える化」の検討・実施														

＜答申＞普及啓発については、年齢別や事業所別にも配慮した効果的なプログラムを設定し、きめ細やかに実施していくべき。

＜第1回審議会＞基本方針1「一人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による2R（リデュース・リユース）を目指します。」とあるので、2Rを推進するための施策を充実させるべきである。【河合委員】

事業3

発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進

●事業内容

(1) 発生抑制（リデュース）の促進

①国及び他自治体との連携や国等への働きかけ

国や各政令指定市・近隣市等と連携を図るとともに、九都県市廃棄物問題検討委員会⁵⁷などの枠組みを活用して、国や産業界へ働きかけます。

(2) 再使用（リユース）の促進

①フリーマーケットの開催情報等の提供

市のホームページに、市内で開催されるフリーマーケットの情報等を掲載します。

②不用品交換情報の提供

区役所に「リサイクル情報コーナー」を設置し、不用品の交換情報を提供します。

③リユースカップ⁵⁸の普及・促進

リユースカップの利用に関する情報をホームページ等へ掲載し、普及・促進を図ります。

④マイバッグ等の普及・促進

マイバッグ、マイボトル、マイ箸⁵⁹等の普及促進を図り、ビニール袋・ペットボトル・割り箸など使い捨てごみの減量を推進します。

(拡) ⑤民間事業者の情報提供等による不用品リユースの促進

不用品のリユースに取り組む民間事業者の情報を積極的に提供します。

新たに追加した事業 (新) ⑥リユース促進に寄与するイベントの開催及び民間団体の活動支援

不用となった陶器類やおもちゃ、子供服などを拠点回収し、市が主催するイベントを通じ市民に無償配布することで、リユースの普及啓発を図ります。また、同様の取り組みを実施する民間団体と情報共有し、活動を支援します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 発生抑制 (リデュース)の促進	① 実施中	継 続														
(2) 再使用 (リユース)の促進	①②③④ ⑤ 実施中	継続・拡充														
	⑥ 新規	イベント開催及び民間団体の活動支援の検討・実施														

＜答申＞民間事業者の情報提供等による不用品リユースを促進していく必要がある。

＜第1回審議会＞基本方針1「一人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による2R（リデュース・リユース）を目指します。」とあるので、2Rを推進するための施策を充実させるべきである。【河合委員】

事業4

料金の見直しによるごみの発生抑制

●事業内容

(1) 家庭ごみの有料化

①ごみ発生抑制効果の検証

家庭ごみ手数料徴収制度導入以降のごみ排出量の推移等について、ホームページや市政だよりに掲載します。

②ごみ処理にかかる経費等の情報発信 {再掲2}

(2) 処理施設への搬入手数料の見直し

処理費用の負担割合を勘案し、処理施設への搬入手数料の見直しを行います。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 家庭ごみの有料化	①② 実施中	継 続														
(2) 処理施設への搬入手数料の見直し	実施中	継 続														

事業5

生ごみの発生抑制の推進

●事業内容

(1) 生ごみの減量・再資源化の強化

(拡) ①家庭で取組める生ごみ削減に関する普及啓発

生ごみ水切り運動の展開や段ボールコンポスト⁶⁰製作などに関する講習会を開催し、可燃ごみの半分近くを占める生ごみの減量や食品ロスを削減するための啓発を強化します。

(拡) ②生ごみ減量処理機等購入補助金制度の拡充

生ごみ減量処理機等の普及を促進するため購入費に対する補助金を拡充し、さらなる生ごみの減量・再資源化を推進します。

新たに追加した事業 (新) ③生ごみ減量処理機等の普及啓発活動の実施

店頭における生ごみ減量処理機のデモンストレーションやPR動画の作成などの普及啓発活動を実施し、生ごみ減量処理機の普及促進を図ります。

④生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣の充実

市内の町内自治会・学校・市民活動団体や事業者等が行う、生ごみの減量や資源化推進を目的とした学習会・研修会に、生ごみ資源化アドバイザーを派遣し、助言や技術指導等を行います。

(新) ⑤生ごみ減量・再資源化講習会の実施

関係団体や地域と連携し、生ごみ減量再資源化の講習会を実施します。

(新) ⑥生ごみ処理物の有効活用方法の検討

生ごみ減量処理機等により作られた堆肥等の活用方法や具体的な活用先の検討を進めます。

新たに追加した事業 (新) ⑦生ごみの再資源化に取り組む市民に対するインセンティブ⁶¹の付与

生ごみ減量処理機等を活用し、生ごみを可燃ごみとして排出しない市民に対し、生ごみを入れない可燃ごみの専用指定袋を無償配布するなどの、インセンティブの付与について検討します。

新たに追加した事業 (新) ⑧フードドライブ⁶²の実施

外部団体と連携して公共施設等においてフードドライブを実施し、食品ロスの削減を図ります。

＜答申＞・家庭系生ごみの発生抑制に向けた普及啓発を強化する必要がある。

- ・多くの市民から協力が得られる施策を検討していく必要がある。
- ・生ごみの削減目標を設定することが望ましい。
- ・生ごみ減量処理機等の購入補助制度の拡充やPRを強化していく必要がある。
- ・生ごみ減量処理機等の使用方法のPRにより普及拡大を図ること。
- ・生ごみの水分を減らす取り組みを検討する必要がある。

＜第1回審議会＞基本方針1「一人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による2R（リデュース・リユース）を目指します。」とあるので、2Rを推進するための施策を充実させるべきである。【河合委員】

本計画

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 生ごみの減量・再資源化の強化	①②④ 実施中	継続・拡充														
	③ 新規	普及啓発活動の方法検討 普及啓発活動の実施														
	⑤ 新規	講習会の実施方法検討 講習会の実施														
	⑥ 新規	生ごみ処理物の有効活用方法の検討														
	⑦ 新規	インセンティブの付与に関する検討・実施														
	⑧ 新規	フードドライブの実施														

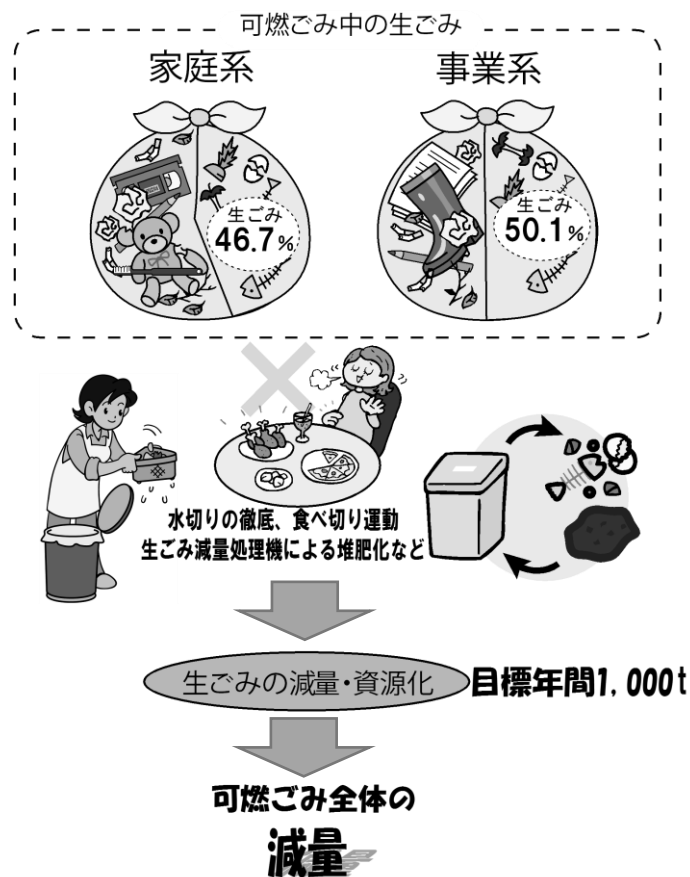


図 5-2 生ごみ減量のイメージ

事業6

国及び他自治体との連携

●事業内容

- (1) 国及び他自治体との連携や国等への働きかけ {再掲3}
- (拡)(2) 災害時の相互支援・広域連携の体制強化
- 「20大都市災害時相互応援に関する協定⁶³」や「九都県市災害時相互応援に関する協定⁶⁴」をはじめとする、災害時などの緊急時における相互支援・広域連携等に関する協定を締結している自治体や団体と、平常時から意見交換を行うなど連携を強化します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 連携や働きかけ	実施中	継 続														
(2) 災害時の相互支援・広域連携の体制強化	実施中	継続・拡充														

事業7

きれいなまちづくりの推進

●事業内容

(1) 環境美化の推進

①美しい街づくりの日に関する街頭キャンペーンの実施

②ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施

ごみステーション美化活動等に積極的に取り組む市民や団体に対し、表彰を実施します。

(2) 市民等が実施する美化活動への支援

地域の美化活動を行う市民や団体に対し、ごみ袋の配付や清掃用具の貸与・支給を行います。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 環境美化の推進	①② 実施中	継 続														
(2) 市民等が実施する美化活動への支援	実施中	継 続														

事業8 不法投棄の防止

●事業内容

(1) 不法投棄の防止

(拡) ①不法投棄パトロールの強化と早期撤去指導の実施

ごみステーションや不法投棄多発場所における、深夜時間帯の不法投棄防止定点監視を継続して行うとともに、巡回パトロールの実施箇所を増やすなど不法投棄対策を強化します。

②不法投棄の未然防止PRの実施

不法投棄防止強化月間⁶⁵を中心に、不法投棄の未然防止に関するPRを行います。

③廃棄物適正化推進員への講習会の実施

(新) ④町内自治会等に対する監視カメラ等の貸与

不法投棄被害が著しいごみステーションの管理者に対する監視カメラ、センサーライト等の貸与を継続して実施し、不法投棄の未然防止を図ります。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 不法投棄の防止	①②③ 実施中	継続・拡充														
(1) 不法投棄の防止	④ 新規	監視カメラ等貸与の実施														

＜答申＞不法投棄監視員やごみ収集業者と連携した不法投棄者に対する取締りの強化や、通報を基にした処理の迅速化を図っていく必要がある。

事業9

C-EMSによる市庁舎等における率先した3Rの推進

●事業内容

(1) 市庁舎等における率先した3Rの推進

①市庁舎における廃棄物排出削減等の継続実施

本市は、平成22年4月から、市独自の環境マネジメントシステムである「C-EMS（チームス）」を導入し、省資源・省エネルギー、グリーン購入⁶⁶、廃棄物排出削減等のエコオフィス活動を積極的に推進しています。C-EMSを全ての市施設に適用し、廃棄物排出削減等を継続して実施します。

②目標達成状況、監査結果等のホームページ等での公表

③事業所ごみ分別ルール周知徹底

市民・事業者の手本となるよう、市施設に対してごみの分別ルールを周知し分別徹底します。

④許可業者と連携した事業所への情報提供 {再掲2}

(拡) ⑤C-EMS適用の拡大

市有施設の指定管理者にもC-EMSの適用を拡大します。

●実施スケジュール

(年度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 市庁舎等における率先した3Rの推進	①②③ ④⑤ 実施中	継続・拡充														

＜答申＞C-EMSによる市庁舎等における率先した3Rを徹底していくこと。

5.2 再資源化（リサイクル）に向けた施策

基本方針2

再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します。

(1) 施策展開の方向性

- ① 剪定枝や生ごみ等、再資源化・焼却ごみ削減に寄与し再生利用率を高める効果的な再資源化品目を中心に事業展開を図るとともに、新たな再資源化品目の検討も継続していきます。再資源化事業の実施にあたっては、個別事業ごと、再資源化品目ごとに最終処分場が延命化した場合の効果を含め、十分に費用対効果を検討します。
- ② 古紙類、使用済小型家電や廃食油等の既存の再資源化品目についても、情報提供の強化や排出機会の拡充を視野に入れ、推進していきます。
- ③ 市民と事業者との連携による資源物の拠点回収の充実をはじめ、集団回収量の増加に向けた取組みの検討、地域の課題に応じた説明会等の実施や地域においてごみ減量・再資源化を推進する人材の育成など、地域が主体となってごみ減量・再資源化の実現を目指していきます。
- ④ 商店街等を中心に地域の方と協働して、事業系資源物の収集の効率化や、ごみ減量、再資源化率の向上を図れるような事業を検討していきます。
- ⑤ 分別徹底による再資源化を推進するためには、ごみ排出ルールへの遵守指導や指導徹底が必要不可欠であり、地域のごみ出し時間に応じたごみステーション調査や監視カメラの設置、清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施により、不適正排出を減らしていくとともに、不法投棄対策については、不法投棄監視員やごみ収集業者と連携した不法投棄者に対する取締りの強化や、市民等からの通報を基にした不法投棄物の処理の迅速化を図ります。

(2) 施策の体系

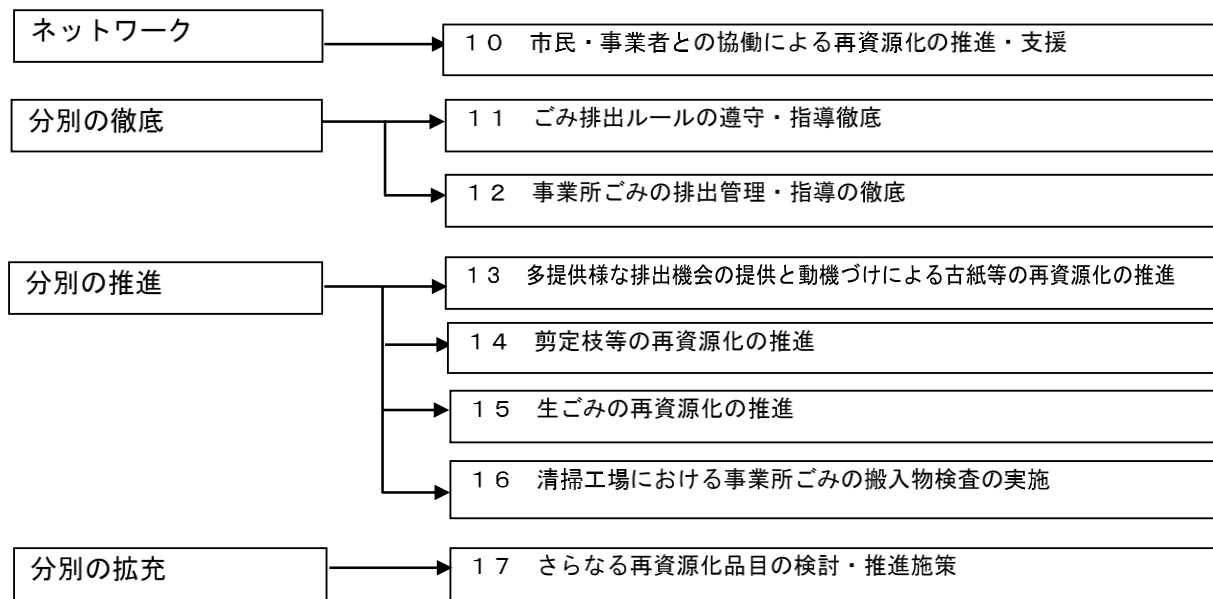


図 5-3 再資源化（リサイクル）に向けた施策（基本方針2）の体系

各事業の実施スケジュールは、目標値設定のための目安であり、具体の実施・時期については、法律の改正や焼却ごみ量、財政状況等を勘案して判断します。

事業内容の（拡）（新）については以下の通りです。

※（拡）：前計画事業の拡充 （新）：新たに実施する事業

事業 10

市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援

●事業内容

(1) 協働によるごみ減量・再資源化の推進

→ (拡) ①資源物の回収拠点の充実

焼却ごみの継続的な削減は、市民・事業者・市が一体となった取り組みによってはじめて実現できることから、地域における廃食油等の資源物回収拠点の充実を図り、再資源化を促します。

→ (拡) ②ごみ減量・再資源化の人材の育成

地域の課題に応じた出前講座等の実施やNPO法人への活動支援等により、地域の課題解消に向けて実行できる廃棄物適正化推進員⁶⁷や生ごみ資源化アドバイザーなどのキーマンを育成します。

→ (新) ③事業者との協働による再資源化の推進

事業者に対し古紙保管庫設置費の助成を行い、その他の啓発等と合わせて事業系古紙の減量・再資源化を図ります。

(2) 地域活動を推進する廃棄物適正化推進員への支援

①研修の充実

廃棄物適正化推進員を対象とした研修会を開催し、情報共有や意見交換を行います。

②ごみ減量・再資源化の情報提供の充実

市のごみ減量・再資源化に関する取り組みについて、廃棄物適正化推進員へ随時情報提供を行います。

(3) 地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進

①講習会・情報提供・意見交換の実施

業界団体や商工会等の組織団体に対する講習会・情報提供・意見交換を実施します。

②関係団体との連携・活動支援

NPO法人等の関係団体と連携を図り、活動を支援します。

③意見や情報交換ができる仕組みづくり

千葉市町内自治会連絡協議会⁶⁸が開催する専門部会「ごみ問題検討委員会」や「市長との懇談会」などを通じて、意見交換・情報交換を行います。

④許可業者と連携した事業所への情報提供 {再掲2}

＜答申＞・廃食油は、町内自治会の方や再資源化していない商店街の方にご協力いただく取り組みを推進していく必要がある。

- ・地域において、ごみ減量・再資源化を推進する人材の育成が必要である。
- ・再資源化の推進においては事業者との連携が不可欠であることから、連携を強化する必要がある。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 協働による ごみ減量・再資 源化に関する 取り組みの推進	①② 実施中	継続・拡充														
	③ 新規	古紙保管庫設置費の助成制度の検討														
(2) 地域活動を推 進する廃棄物適 正化推進員への 支援	①② 実施中	継 続														
(3) 地域コミュニ ティ・事業者間 ネットワークを 活用したごみ減 量の推進	①②③ ④ 実施中	継 続														

事業 11

ごみ排出ルールへの遵守・指導徹底

●事業内容

(1) ごみステーション排出指導の強化

①町内自治体等の協力による排出指導の強化

町内自治会、廃棄物適正化推進員や不法投棄監視員⁶⁹等と協力し排出指導を強化します。

②市民に伝わる排出ルールの周知

外国語表記のごみステーション看板の配布や、外国語版「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の配布など、多くの市民に伝わる排出ルールの周知を行います。

③廃棄物適正化推進員への講習会の実施 {再掲8}

④ごみ分別・排出指導制度に基づく指導等の強化

廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例⁷⁰に基づき、ルール違反ごみの調査・指導を行います。

(拡) ⑤無関心層への情報提供の強化

住宅管理会社や大学、商工会議所等と連携して、単身者など比較的ごみの分別排出に関心がない市民・事業者に対する啓発活動を実施します。

新たに追加した事業 (新) ⑥ごみステーションにおける早朝啓発活動の実施

環境事業所がごみステーションを巡回して行っている家庭ごみの分別・排出指導業務の際、ごみ出しを行う市民を対象に、声かけやチラシの配布などにより分別排出の啓発活動を行います。

(2) ごみステーション管理の支援

①ステーション管理に必要な用具貸与等の実施

ごみステーションを管理する町内自治会等に対し、カラスネットの貸与やごみステーション管理用指定袋の配布を実施します。

②資源物等持ち去り対策の強化

環境事業所によるパトロールを実施し、資源物等の持ち去り⁷¹対策を強化します。

③ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施 {再掲7}

(拡) (3) 市民参加によるわかりやすい「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」等の作成

市民から寄せられた意見や要望を反映させ、「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の充実を図るほか、ごみステーションへの掲示などを活用して情報を発信します。

(新) (4) 幕張新都心住宅地区における地域特性に応じた排出ルールの徹底

幕張新都心住宅地区では、廃棄物空気輸送システム⁷²による可燃ごみ・不燃ごみの管路収集を実施していることから、排出状況に応じた分別排出指導を実施します。

＜答申＞ごみ排出ルールの遵守指導や指導徹底が必要不可欠であり、ごみステーション調査等により不適正排出を減らしていくこと。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) ごみステーション排出指導の強化	①②③④ ⑤ 実施中	継続・拡充														
	⑥ 新規	ごみステーションにおける早朝啓発活動の実施														
(2) ごみステーション管理の支援地域活動を推進する廃棄物適正化推進員への支援	①②③ 実施中	継 続														
(3) 市民参加によるわかりやすい「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」等の作成	実施中	継続・拡充														
(4) 幕張新都心住宅地区における地域特性に応じた排出ルールの徹底	新規	分別排出指導の実施														

事業 12

事業所ごみの排出管理・指導の徹底

●事業内容

(1) 事業所ごみの減量・再資源化対策の強化

①事業用大規模建築物所有者による排出の抑制、分別の徹底指導

事業用大規模建築物所有者に義務づけている減量計画書を見直し、指導・立入調査を強化することにより、排出抑制・分別指導を徹底します。

→ **新たに追加した事業** (新) ②事業用準大規模建築物の創設及び所有者に対する減量計画書の提出義務づけ

事業用大規模建築物の基準に満たないものの、一定量の廃棄物の排出が見込まれる規模を有する事業所を「事業用準大規模建築物」と位置づけ、所有者に減量計画書の提出を義務づけることで、事業系廃棄物の減量及び適正処理を図ります。

③事業者の優れた取り組みのPR

事業所ごみ通信「リサイクリンちば」などへの掲載や廃棄物講演会等により、事業者の優れた取り組みをPRします。

④許可業者と連携した事業所への情報提供 {再掲2}

⑤表彰制度の活用

ごみ減量・再資源化優良事業者に対して表彰を行います。

→ (新) ⑥商業施設等のテナントに対する分別排出の推進

排出量の多い古紙類などを中心に事業所や商業施設における分別を促進するため、テナントビルを対象に訪問説明会を実施し、さらなる事業所ごみの減量・分別排出の推進を図ります。

→ **新たに追加した事業** (新) ⑦「事業所ごみ分別排出ガイドブック」による適正排出等の周知

排出事業者へ「事業所ごみ分別排出ガイドブック」を配布することで、適正排出方法や生ごみ・剪定枝等の再資源化ルートを周知します。

(2) 事業所ごみの不適正排出対策の強化

①事業者に対する適正排出指導の強化

事業者に対する分別指導や、収集運搬許可業者と契約していない事業者の把握及び排出指導等を行います。

②ごみ分別・排出指導制度に基づく指導等の実施

廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例に基づき、ルール違反ごみの調査・指導を行います。

③家庭ごみステーションへの不適正排出防止策の推進

事業所からの不適正排出が多いごみステーションに対し、監視パトロールなどの防止策を推進します。

＜答申＞普及啓発については、年齢別や事業所別にも配慮した効果的なプログラムを設定し、きめ細やかに実施していくべき。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 事業所ごみの減量・再資源化対策の強化	①③ ④⑤ 実施中	継 続														
	② 新規	基準等の検討														
	⑥ 新規	手法の検討														
	⑦ 新規	訪問説明会の推進														
(2) 事業所ごみの不適正排出対策の強化	①②③ 実施中	「事業所ごみ分別排出ガイドブック」の作成・配布														
		継 続														

事業 13

多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進

●事業内容

(1) 集団回収団体等に対する支援等

①資源回収奨励補助金による活動の促進

集団回収に取り組む団体に奨励補助金を支給し、活動を促進します。

②資源回収に必要な用具の貸与

資源物保管庫やリアカー等、集団回収の実施に必要な用具を貸与します。

③表彰制度の活用

集団回収に積極的に取り組む団体へ表彰を実施します。

(2) 集団回収量の増加に向けた取り組みの検討・実施

①PR及び実施情報の提供

集団回収量を増やすためのPR及び実施情報をホームページ・各種広報媒体へ掲載します。

(新) ②集団回収における未参加団体へのアプローチの実施

集団回収への参加による市民意識の向上を図るため、説明会を開催するなど、未参加団体へアプローチするのに効果的な手法を検討して実施します。

(3) 市民が分別排出しやすいシステム作り

①情報提供の充実

ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の発行等による情報提供を行います。

②古紙の出し方の容易化に向けた検討

古紙の徹底した分別を図るため、古紙の出し方の容易化に向けた検討を行います。

(拡) ③民間事業者との連携による持込み回収の実施

さらなるごみの減量・再資源化を推進するため、定期的に民間事業者と連携した持込み回収を実施し排出機会を提供するとともに、市民の利便性の向上を図ります。

(新) ④環境事業所における多様な拠点回収の実施

環境事業所を、地域の身近な回収拠点である「リサイクルステーション」に位置づけ、現在実施している古紙・使用済小型家電・廃食油のほか、回収品目の拡大等を検討・実施します。

(新) (4) 事業系古紙拠点回収の実施

事業系古紙の再資源化促進を図るため、オフィス街や商店街で月に1度、古紙回収の拠点回収を実施します。

＜答申＞市民と事業者との連携による資源物の回収拠点の充実をはじめ、集団回収量の増加に向けた取り組みの検討、説明会の実施が必要である。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 集団回収 団体等に対 する支援等	①②③ 実施中	継 続														
(2) 集団回収 量の増加に 向けた取り 組みの検討・ 実施	① 実施中	継 続														
	② 新規	集団回収未参加団体へのアプローチ														
(3) 市民が分 別 排 出 し や す い シ ス テ ム 作 り	①③ 実施中	継 続 ・ 拡 充														
	② 検討中	継 続														
(4) 事業系古 紙 拠 点 回 収 の 実 施	④ 新規	環境事業所における拠点回収の実施														
(4) 事業系古 紙 拠 点 回 収 の 実 施	新規	事業系古紙拠点回収の実施														

事業 14 剪定枝等の再資源化の推進

●事業内容

(1) 家庭系剪定枝等の再資源化の推進

(新) ①家庭系剪定枝等の再資源化事業の推進

家庭から発生する剪定枝等の分別収集を実施して、焼却ごみの削減及び再資源化を図ります。

②剪定枝チップ機の貸し出し

(2) 事業系剪定枝等の再資源化の推進

(新) ①事業系剪定枝等の民間再資源化施設への搬入誘導

事業所から発生する剪定枝等について、民間再資源化施設への搬入を誘導することで、焼却ごみの削減及び再資源化を図ります。

(新) ②剪定枝等の再資源化に取り組む団体への支援

NPO法人等による落ち葉堆肥化などの取り組みを支援します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 家庭系剪定枝等の再資源化の推進	① 新規	周知・啓発 剪定枝分別収集の全市展開														
	② 実施中	継 続														
(2) 事業系剪定枝等の再資源化の推進	① 新規	民間再資源化施設への搬入誘導														
	② 新規	団体への取り組み支援														

＜答申＞・家庭系剪定枝等についてはモデル事業の効果を検証し、他の施策より優先的に全市で実施すべき。

・処理コストを踏まえ、最適な再資源化システムの構築を検討していく必要がある。

・落ち葉の堆肥化などに取り組んでいるNPO法人等の活動を支援する必要がある。

事業 15

生ごみの再資源化の推進

●事業内容

- (1) 家庭系生ごみの減量・再資源化の強化
- (拡) ①生ごみ減量処理機等購入補助金制度の拡充 {再掲5}
- ②生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣の充実 {再掲5}
- (新) ③生ごみ減量・再資源化講習会の実施 {再掲5}
- (2) 事業系生ごみの再資源化の促進
- ①登録再生利用事業者への生ごみ排出の誘導
- 食品関連事業者⁷³に対して登録再生利用事業者⁷⁴への生ごみ排出を誘導し、再資源化を促進します。
- ②先進的な取組事例・方法等の情報提供
- 生ごみの減量・再資源化について先進的に取り組んでいる事業所にヒアリングを行い、他の事業者へ情報提供します。
- (拡) ③登録再生利用事業者へ排出する事業者に対する啓発・支援
- 事業系生ごみの再資源化に取り組んでいない事業者に対する啓発に加え、分別ボックスや生ごみ貯蔵庫等の物品購入費補助などの支援を行います。
- (新) ④食品残渣の再資源化の促進
- 学校給食などの食品残渣を民間施設で再資源化することにより、焼却ごみの減量・再資源化を推進します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 家庭系生ごみの減量・再資源化の強化	①② 実施中	継続・拡充														
	③ 新規	生ごみ減量・再資源化講習会の実施														
(2) 事業系生ごみの再資源化の促進	①②③ 実施中	継続・拡充														
	④ 新規	食品残渣の再資源化														

＜答申＞・家庭系生ごみの発生抑制に向けた普及啓発を強化する必要がある。
・事業系生ごみは、食品リサイクル対応の民間処理施設へ誘導する必要がある。
・生ごみ減量処理機等の購入補助制度の拡充やPRを強化していく必要がある。

事業 16

清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施

●事業内容

(1) 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の継続実施

①検査の実施方法等の検討

効果的な搬入物検査の実施方法等について検討します。

②不適正搬入者への指導の実施

資源物や産業廃棄物等を搬入した排出事業者及び許可業者に対する指導を実施します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 清掃工場 における事 業系ごみの 搬入物検査 の継続実施	① 検討中	継 続														
	② 実施中	継 続														

＜答申＞清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施により、不適正排出を減らしていくこと。

事業 17

さらなる再資源化品目の検討・推進施策

●事業内容

(1) 単一素材プラスチックの再資源化

①単一素材プラスチックの拠点回収等の実施

リサイクルに適した単一素材プラスチックを拠点回収し、再資源化します。

(新) ②清掃施設における単一素材プラスチックの選別及び再資源化

市民が新浜リサイクルセンター等に自己搬入した不燃ごみや粗大ごみの中から、リサイクルに適した単一素材プラスチックを選別し、再資源化します。

(新) (2) 民間事業者との連携による持込み回収の実施{再掲13}

(3) プラスチック製容器包装の再資源化の検討

容器包装リサイクル法の改正に係る情報収集を継続して実施するとともに、プラスチック製容器包装の再資源化について検討します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 単一素材プラスチックの再資源化	① 実施中	拠点回収の手法検討・実施														
	② 新規	清掃施設における単一素材プラの選別及び再資源化														
(2) 民間事業者との連携による持込み回収の実施{再掲13}	実施中	継続・拡充														
(3) プラスチック製容器包装の再資源化の検討	検討中	継続														

＜答申＞・単一素材プラスチックの拠点回収等による再資源化については、実証事業の状況などを踏まえ、実施に向けた検討を行う必要がある。

・家庭系プラスチック製容器包装については、国による法制度の改正が検討されており、国の動向を注視していく必要がある。

・新たな再資源化品目の検討も継続していくことが必要である。

5.3 ごみ処理システムの構築に向けた施策

基本方針3

低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理システムの構築を目指します。

(1) 施策展開の方向性

- ① 収集運搬体制の合理化を図るとともに、環境にやさしい収集車の導入などにより、低炭素社会の実現を目指していきます。
- ② 新たな施設整備計画の策定に伴い、連動して廃棄物処理施設の計画的な整備を位置づけます。焼却施設については、新清掃工場における高効率なエネルギー回収や最終処分場の延命化を考慮したガス化溶融方式⁷⁵による焼却残渣の資源化を中心に、資源循環システムの構築を目指します。また、3用地2清掃工場運用体制への移行による運用体制の見直しや故障等のリスク回避について検討を行うとともに、平常時はもとより自然災害時のごみ処理支援に係る協定を締結している市内民間廃棄物処理施設の活用を含めてシミュレーションを行い、災害発生時には自立した稼働が可能な施設とし、防災拠点とするなど、強靱なごみ処理システムの構築を目指します。なお、焼却施設による発電については、地産池消のエネルギー源として位置づけていきます。併せて、リサイクル施設や最終処分場についても、計画的に次期施設整備の検討を進めるとともに、安定的・効率的な運営を図っていきます。
- ③ ごみ処理にかかる総費用の削減やごみ処理システムの効率化を進めるため、市施設のみならず、民間施設についても最大限に活用し、ここ数年は焼却処理量がほぼ横ばいである事業系ごみ処理量の削減推進や、剪定枝等の再資源化施策の推進に加え、災害時に備えたごみ処理リスクの分散を図っていきます。
- ④ ごみ処理システムを最適化していく中で、処理困難物についても処理ルートの再構築を目指していきます。

(2) 施策の体系

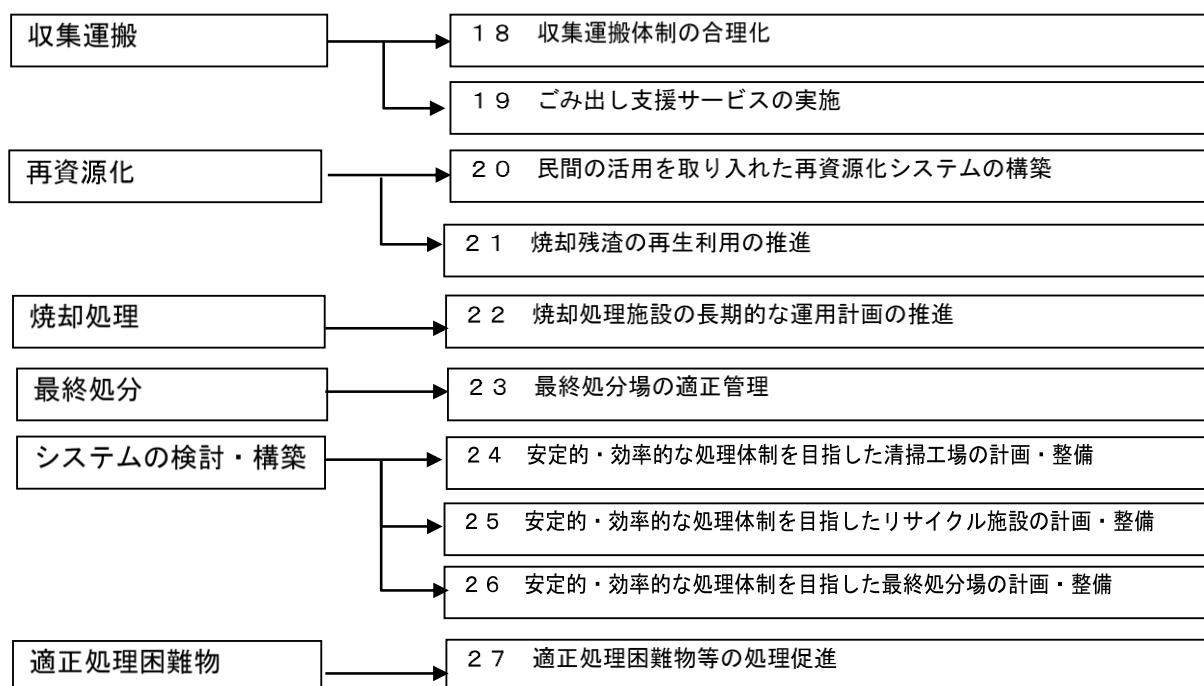


図 5-4 ごみ処理システムの構築に向けた施策（基本方針3）の体系

各事業の実施スケジュールは、目標値設定のための目安であり、具体的実施・時期については、法律の改正や焼却ごみ量、財政状況等を勘案して判断します。

事業内容の（拡）（新）については以下の通りです。
 ※（拡）：前計画事業の拡充 （新）：新たに実施する事業

事業 18

収集運搬体制の合理化

●事業内容

(1) 環境にやさしい収集車の導入

①次世代自動車⁷⁶の導入

普及が進んでいる天然ガス車を優先的に導入するとともに、ごみ収集車両における技術的動向をみながら、電気自動車や燃料電池自動車など、様々な車種の導入を検討します。

②バイオマス燃料の利用の導入

拠点回収事業で収集した廃食油を収集車でバイオマス燃料として利用します。

(2) 収集体制の整備・見直し

①収集の頻度、区域、車両の種類及び数等の見直し

家庭ごみの効率的な収集を行うため、収集体制の見直しについて検討します。

②ごみステーションの設置状況等の把握

日々新設されるごみステーションの設置状況等を、粗大ごみ受付システム等を用いて把握します。

③収集運搬業務委託の効率化に向けた検討

他都市の動向や市民生活に与える影響等を考慮しつつ、収集運搬業務における契約方法の見直しを検討します。

(新) ④幕張新都心廃棄物空気輸送システムの維持管理

千葉県企業庁より移管された幕張新都心地区の廃棄物空気輸送システムを維持するため、幕張クリーンセンター等の設備管理を適正に行います。

(新) (3) 環境事業所の体制見直しの検討

収集運搬体制の効率化を図るため、環境事業所の配置等について検討します。

＜第1回審議会＞環境にやさしい収集車として、世の中の流れでは電気自動車・燃料電池車も考えられるのではないか。【倉阪委員】

＜答申＞・収集運搬体制の合理化を図るとともに、環境にやさしい収集車の車種を検討し導入する必要がある。

・事業系資源物の収集の効率化や、廃棄物関連事業を行う業界団体や許可業者等との連携が効果的である。

・廃食油はバイオディーゼルとして活用できる。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 環境にやさしい収集車の導入	① 検討中	継続														
	② 実施中	継続														
(2) 収集体制の整備・見直し	①③ 検討中	継続														
	② 実施中	継続														
	④ 新規	幕張新都心廃棄物空気輸送システムの維持管理														
(3) 環境事業所の体制見直しの検討	新規	環境事業所の体制見直しの検討														

事業 19

ごみ出し支援サービスの実施

●事業内容

(1) 高齢者・障害者世帯を対象としたごみ出し支援サービスの実施

ごみ出し支援サービスについてわかりやすく周知するとともに、自ら家庭ごみを出すことが困難な方々のごみ出しを行う団体に対し、補助金を交付するなどの支援を行います。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 高齢者・ 障害者世帯 を対象とし たごみ出し 支援サービ スの実施	実施中	継 続														

＜答申＞ごみ出し支援サービス事業を抜粋したわかりやすいパンフレットを作成するなど、周知啓発の充実を図り利用拡大を促進する必要がある。

事業 20

民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築

●事業内容

(1) 事業系ごみの民間処理の促進

①民間施設を活用した事業系ごみ処理の促進

大規模事業所の立入調査時等において、事業系ごみの民間処理施設への誘導を継続して行います。

②市内の廃棄物処理施設の活用の促進

(2) 民間施設の活用を含めた処理・再資源化システムの検討

①民間施設の活用を含めた剪定枝、その他品目の再資源化

剪定枝や生ごみ等の品目について、民間施設の活用を含めた再資源化を推進します。

②民間施設の活用を含めた安定的な処理システムの構築

さらなる資源化品目の検討・推進と併せて、民間施設の活用を含めた安定的な処理システムの構築を目指します。

③災害時における民間施設との支援体制の強化

災害時などの緊急時の体制等について、民間施設と平常時から意見交換を行うなど連携を強化します。

④登録再生利用事業者へ排出する事業者に対する啓発・支援 {再掲 1 5}

(新) ⑤食品残渣の再資源化の促進 {再掲 1 5}

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 事業系ごみの民間処理の促進	①② 実施中	継 続														
(2) 民間施設の活用を含めた処理・再資源化システムの検討	①②③④ 実施中	継 続														
	⑤ 新規	食品残渣の再資源化														

＜答申＞・3用地2清掃工場運用体制への移行について、運用体制の見直し、故障等のリスク回避や市内民間処理施設の活用を含め検討する必要がある。
・民間施設も最大限に活用し、事業系ごみ処理量の削減や剪定枝等の再資源化に加え、災害時のごみ処理リスクの分散を図っていく必要がある。

事業 21

焼却残渣の再生利用の推進

●事業内容

(1) 焼却残渣の再生利用

①溶融スラグ化による再利用

新港清掃工場等において焼却灰を溶融スラグ化し、最終処分量の低減及び再生利用率の向上を図ります。平成 38 年度から稼働する新清掃工場の処理方式は資源化率が高く、他の清掃工場の焼却灰やリサイクル施設から発生する不燃残渣を含めて溶融スラグ化することができます。

②溶融スラグの利用先拡大

溶融スラグの活用方法について他都市や民間施設からの情報収集を行い、利用先の拡大を図ります。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 焼却残渣の再生利用	①② 実施中	新港清掃工場で溶融スラグ化による再利用									新清掃工場で溶融スラグ化による再利用					
	③ 実施中	処理技術の研究・溶融スラグ利用先の拡大														

<答申>・焼却残渣の再資源化を中心に、循環型システムの構築を目指していく必要がある。

・再資源化物の活用方法等も含め、総合的に検討する必要がある。

事業 22 焼却処理施設の長期的な運用計画の推進

●事業内容

(1) 焼却処理施設の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討
焼却処理施設の長期責任型運営維持管理事業⁷⁷を引き続き実施し、安全な稼働を確保しながら、経済的かつ効率的な維持管理を行います。また、運営維持管理委託の更新を含めた、長期的な視点による運用計画を検討します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 焼却処理施設の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討	実施中	(北清掃工場) 継続					契約更新									
		(新港清掃工場) 継続					リニューアル整備									
		契約更新					契約更新									

事業 23

最終処分場の適正管理

●事業内容

(1) 最終処分場の適正な維持管理

①埋立物の適切な処分及び浸出水の適正処理

焼却灰等を適切に埋立処分するとともに、発生する浸出水⁷⁸についても適正に処理します。

②観測井⁷⁹、民家井の水質調査の実施

観測井や民間井の水質検査を定期的の実施し、周辺環境のモニタリングを行います。

③最終処分場の残余容量の把握

最終処分量の増減に伴う新内陸最終処分場の残余容量の変動を把握します。

(拡) (2) 最終処分場の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討

最終処分場の長期責任型運営維持管理事業を引き続き実施し、長期的な視点による運用計画を検討します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 焼却残渣の再生利用	①②③ 実施中	継 続 →														
(2) 最終処分場の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討	検討中	継続・拡充 →														

事業 24

安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備

●事業内容

（新）（１）新清掃工場の計画及び整備

一般廃棄物処理施設整備計画に基づき、事故等で停止することがなく、災害時に自立した稼働が可能であり、広範なごみ質やごみ量の変動に柔軟に対応できる新清掃工場の計画及び整備を進めます。

また、新清掃工場は、地球環境や地域環境を保全するため、高度な公害防止技術を導入するとともに、ごみの持つ熱エネルギーを有効に利用し効率の高い発電を行うなど、可能な限り環境負荷を低減できる施設とします。

（新）（２）新港清掃工場のリニューアル計画及び整備

一般廃棄物処理施設整備計画に基づき、新港清掃工場のリニューアル整備を実施して施設の延命化を図ります。

（拡）（３）ごみ処理技術の検討

発電を地産地消の分散型エネルギー源として活用することや、ごみ焼却余熱の有効利用を図るほか、再資源化に関する技術の動向を把握し、最適なごみ処理技術の検討を進めます。

●実施スケジュール

（年 度）	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	
（１）新清掃工場の計画及び整備	新規	新清掃工場の計画・設計等				建設				稼働							
（２）新港清掃工場のリニューアル整備	新規	新港清掃工場の稼働及びリニューアル計画										リニューアル整備					稼働
（３）ごみ処理技術の検討	検討中	拡充															

＜答申＞・清掃工場における効率的なエネルギー回収や最終処分場の延命化を考慮していく必要がある。

・処理方式については、費用、環境負荷、処理技術の動向等を総合的に検討する必要がある。

・災害時に自立した稼働が可能な施設とし、防災拠点とすることも検討することが望ましい。

・発電を地産地消の分散型エネルギー源として位置づけることを検討する必要がある。

事業 25

安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備

●事業内容

(新) (1) 新浜リサイクルセンターの適正な維持管理

新浜リサイクルセンターは稼働開始して 20 年が経過することから、一般廃棄物処理施設整備計画に基づき、部品交換や補修を計画的に進めることで延命化を図ります。

(新) (2) 再資源化率の高い次期リサイクル施設の計画及び整備

一般廃棄物処理施設整備計画に基づき、資源化品目の拡大等による高機能化を踏まえ、再資源化率の高い次期リサイクル施設の整備を目指します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 新浜リサイクルセンターの適正な維持管理	新規	新浜リサイクルセンターの適正な維持管理														
(2) 再資源化率の高い次期リサイクル施設の計画及び整備	新規	次期リサイクル施設の計画					設計・建設					稼働				

＜答申＞リサイクル施設について計画的に次期施設整備の検討を進めていく必要がある。

事業 26

安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備

●事業内容

(1) 新内陸最終処分場の延命化

最終処分量を低減し、新内陸最終処分場の延命化を図ります。

(新) (2) 次期最終処分場の計画及び整備

新内陸最終処分場は、現時点で平成 43 年度に埋立を完了する見込みであることから、一般廃棄物処理施設整備計画に基づき、次期最終処分場の計画及び整備を進めます。

(新) (3) 次期塵芥污水处理場の計画及び整備

下田最終処分場浸出水処理施設は、稼働開始から 39 年が経過し老朽化が著しいことから、一般廃棄物処理施設整備計画に基づき、次期塵芥污水处理場の計画及び整備を進めます。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 新内陸最終処分場の延命化	実施中	新内陸最終処分場の延命化														
(2) 次期最終処分場の計画及び整備	新規	次期最終処分場の用地検討・計画										建設				
(3) 次期塵芥污水处理場の計画及び整備	新規	用地検討			次期污水处理場の建設						稼働					

＜答申＞最終処分場について計画的に次期施設整備の検討を進めていく必要がある。

事業 27 適正処理困難物等の処理推進

●事業内容

（１）適正処理困難物等の処理推進

市の施設で処理することができない適正処理困難物や排出禁止物について、事業者の拡大生産者責任に基づく処理システムの整備を促すとともに、国に対して積極的な働きかけを行います。

（２）収集体制の変更による処理品目の検討

次期リサイクル施設の整備に併せ、収集体制の変更による再資源化品目の拡大などについて検討します。

●実施スケジュール

（年 度）	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
（１）適正処理困難物等の処理推進	実施中	継 続														
（２）再資源化品目の拡大等、リサイクルセンター処理品目の検討	検討中	継 続														

＜答申＞処理困難物についても処理ルートの再構築を目指していくことが必要である。

第6章 計画の推進・管理

6.1 計画の推進と管理における基本的な考え方

計画の推進に当たっては、市民・事業者・市が本計画の基本理念や目標を共有することが必要であることから、周知徹底と普及・啓発を積極的に行うとともに、多くの市民・事業者からごみの減量に対する理解と協力が得られるよう、働きかけを行います。

また、計画をPDCAサイクル⁸⁰により管理していくこととし、毎年度の進行管理（小さなサイクル）と、中間目標年度となる平成33年度を目処に計画の評価・見直し（大きなサイクル）を行っていきます。

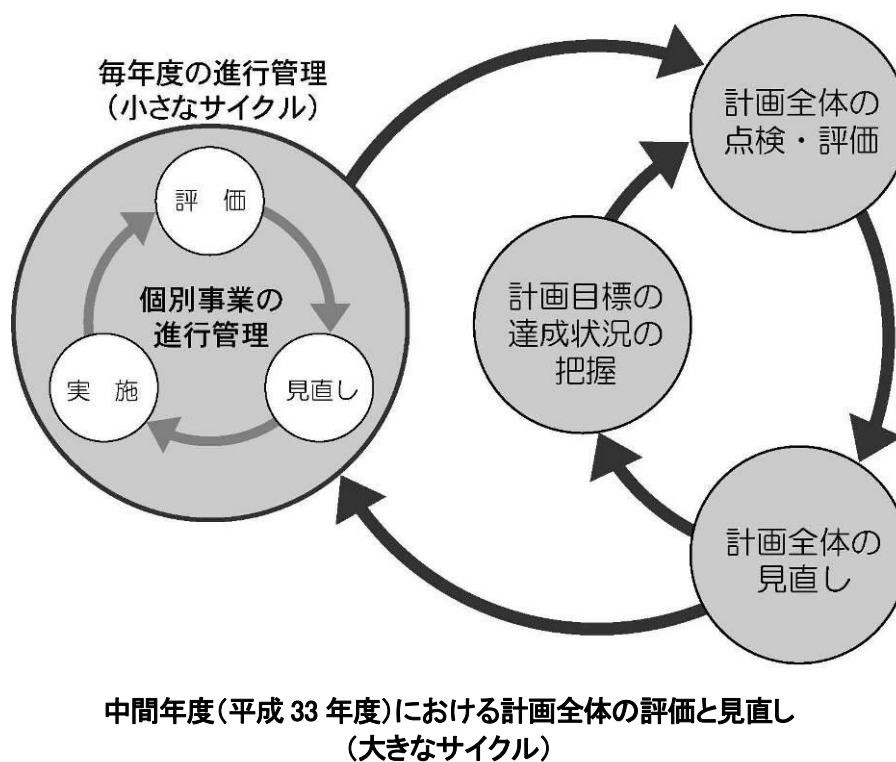


図 6-1 計画の進行管理

6.2 具体的な展開

6.2.1 計画・目標の共有化

低炭素社会を考慮した循環型社会の実現に向けて、3用地2清掃工場運用体制による安定的かつ継続的なごみ処理を図るには、市民・事業者・市の3者が本計画の趣旨に対する理解を深め、主体的かつ積極的にごみ減量・再資源化に向けた取組みを推進していく必要があるため、本計画を広くPRするとともに、わかりやすく説明します。

(1) より多くの市民・事業者が関心をよせるPRの実施

市政だより・ホームページ等の様々な広報媒体を活用し、あらゆる角度からアプローチを行います。また、わかりやすい表現を用いるなど関心が得られるような手法によるPRを行います。

効果的なPRを実施することで、より多くの市民・事業者と計画・目標の共有化を図ります。

(2) 周知徹底のためのきめ細かな説明会等の実施

地域単位でのきめ細かな説明会を実施し、事業所に出向いて説明を行うなど、計画の周知徹底のため、積極的に行動します。その際、市民・事業者が必要とする情報をあらかじめ把握し、チラシ・パンフレット等を用いて分かりやすく説明します。

(3) 「全員参加型3R」を推進するための体制づくり

「全員参加型3R」を推進するためには、市民・事業者はもちろん、市民団体・NPO等と連携し、市をあげて3Rの推進に向けた意識啓発を図るとともに、市民・事業者等が主体的かつ積極的にごみの減量・再資源化に向けて取り組めるような仕組みが必要であり、そのための体制づくりを進めます。

6.2.2 毎年度の進行管理

計画を着実に推進するために、計画目標及び個別事業の進捗状況を毎年度把握し、進行管理を行うとともに、計画目標を確実に達成できるよう、必要に応じて個別事業の見直しや改善を行います。

また、進捗状況や評価結果をホームページ等により公表するとともに、市民・事業者と協働して計画を推進していきます。

(1) 計画目標の達成状況及び個別事業の進捗状況の把握

計画の進行管理を行うため、毎年度、計画目標の達成状況及び個別事業の進捗状況を把握します。個別事業の進捗状況は、事業ごとに管理指標を設定し、これを用いて把握します。

(2) 個別事業の評価及び見直し

計画目標の達成状況及び個別事業の進捗状況に基づき、社会情勢やごみ量・ごみ質の変化等も勘案した上で、個別事業について評価を行います。

また、必要に応じて、個別事業の進め方や内容について見直しを行います。

なお、達成状況及び進捗状況については、千葉市廃棄物減量等推進審議会⁸¹へ報告するとともに、意見を伺い、評価・見直しに反映します。

(3) 計画目標の達成状況及び個別事業の進捗状況の公表

計画目標の達成状況及び個別事業の進捗状況については、毎年度、ホームページや市政だより、ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」などにより市民・事業者に対して公表します。公表にあたっては、多くの市民・事業者が計画に関心を持つことができるように努めます。

6.2.3 中間目標年度における計画全体の評価と見直し

ごみ処理基本計画策定指針（平成25年6月・環境省）に示されているとおり、概ね5年ごとに計画を改定することとし、計画の中間目標年度である平成33年度に、計画全体の評価と見直しを行います。

具体的には、平成33年度までの5年間のごみ総排出量や焼却処理量等から減量効果を評価します。評価の結果、計画目標の達成が困難と見込まれる場合は、平成34年度以降のごみ処理体制を確実なものとするため、新たな施策の導入等について検討・判断し、計画に反映します。

また、この際、広く市民・事業者の意見を伺い、計画の見直しに反映します。

6.3 市民・事業者・市の果たすべき役割

本計画に基づき、市は「第5章 目標達成に向けた施策展開」に示す27事業を進めていきますが、ごみの問題は日常の生活・事業と密接に関連しているため、ごみの減量化・再資源化の推進は市による取組みだけでは達成できず、ごみの排出者である市民・事業者による積極的な取組みも重要となってきます。

そこで、3者がそれぞれ以下のような役割を持つことにより、ともに目標達成に向かって努力していくことが必要です。

6.3.1 市民の果たすべき役割

市民の役割	関連事業
■基本意識 ○ごみを排出する主体は自分たちであるということを、普段から市民一人ひとりが意識して、「ごみを出さないライフスタイル」の推進に努めます。 ○分別徹底を含めたごみ出しルールを遵守し、ごみの適正排出に努めます。 ○市民は市の実施する減量化・再資源化のための取組みへ積極的に関与・参加します。また、地域等による自主的な活動へも積極的に参加します。 ○自治会等が、市民一人ひとりと市の協働関係を築くための橋渡しの役割を果たします。 ○減量・再資源化に関する身近な情報源として、また、高齢者社会の到来にも備え、地域での相互コミュニケーションを大切にします。	3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 5 生ごみの発生抑制の推進 7 きれいなまちづくりの推進 8 不法投棄の防止 10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援 11 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底

市民の役割	関連事業
■生ごみの減量・再資源化に向けて (ステップ1 発生抑制) ○食材を買いすぎないことや、買った食材を使い切ること、食べ残しを減らすなど、ごみの発生を抑制する食生活を目指します。 ○飲食店で食事をするとき、注文した食事を食べ切るなど、飲食店から出るごみの発生抑制を意識します。 ○省エネルギー・節水などの意識も含め、環境に配慮した調理や食生活を各家庭が実践することを目指します。 (ステップ2 排出抑制) ○発生した生ごみをできる限り少なくするため、三角コーナーなどを用いたり、手で絞ったりするなどの水切りを実践します。 (ステップ3 更なる排出抑制) ○さらに進んだ取り組みとして、生ごみを家庭で乾燥させたり、減量処理機などを活用したりすることで、より一層の減量を目指します。 ○発生した生ごみを、肥料化容器・段ボールコンポストなどを活用して、家庭で堆肥化し、庭やプランターで利用するなどします。	3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 5 生ごみの発生抑制の推進 15 生ごみの再資源化の推進
■紙ごみの減量・再資源化に向けて (ステップ1 意識の向上) ○「紙はごみではなく、資源である」という基本的な意識を広く認識します。 (ステップ2 分別の習慣化) ○紙類の分別をより一層進めていくため、こまめに分別すること、分別することを楽しむことを習慣にしていきます。 (ステップ3 十分な知識の習得) ○分別の知識が不足する場合、紙ごみを可燃ごみに入れることとなります。 ○そのため、分別をより多くの市民が実行するためには、正しい分別の仕方について十分な知識を持つことが大切です。	3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 13 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進
■剪定枝等の再資源化に向けて (ステップ1 意識の向上) ○身の回りの緑と親しみ、触れ合うことで、「緑を大切にする・自然へ返す意識」を育てます。 (ステップ2 分別の習慣化) ○木の枝・刈り草・葉が発生したら、「緑を自然に返す意識」を持って、決められた太さ・長さなどの出し方を守り、分別排出します。 (ステップ3 十分な知識の習得) ○分別の知識が不足する場合、剪定枝等を可燃ごみに入れることとなります。 ○そのため、分別をより多くの市民が実行するためには、正しい分別の仕方について十分な知識を持つことが大切です。	3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 14 剪定枝等の再資源化の推進

6.3.2 事業者の果たすべき役割

事業者の役割	関連事業
■基本意識 ○従業員一人ひとりが、ごみの排出者であることを普段から意識して、「ごみを出さないビジネススタイル」の推進に努めます。 ○分別を徹底することにより、資源化の推進に努めます。 ○「排出者責任」の考え方にに基づき、自らの責任でごみの適正処理を行います。 ○事業活動は、モノの流れだけを見ても生産・流通から販売・回収と多岐に渡り、事業系ごみならず家庭系ごみの排出にも大きな影響を与えることから、「拡大生産者責任」「企業の社会的責任」を十分考慮した上で、ごみの減量化・再資源化に取り組めます。 ■自主的に取組むべき役割 (社員教育・分別徹底) ○「ごみを出さないビジネススタイル」を定着させるための社内教育に取組み、従業員一人ひとりの意識を高めていきます。さらに、ごみを出さない仕事の仕組みづくりを進め、事業所での包括的な取組みに発展させていくことを目指します。 (顧客・取引先への働きかけ) ○小売業などの事業は、事業系ごみだけでなく、家庭系ごみにも深く関係しています。そのため、顧客との一歩進んだコミュニケーションを行い、簡易包装の確認や荷物を一つにまとめる提案など、サービスの向上と包装類の削減を併せた取組みを目指します。また、生産・流通側の事業者と調整し、過剰包装の削減などに努めます。 ○ごみを出さない納品形態と方法の工夫や売れ残りを減らす仕組みなど、取引先との協力関係を築くことにより、協働して取組みます。	1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大 3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 4 料金の見直しによるごみの排出抑制 10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援 12 事業所ごみの排出管理・指導の徹底 16 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施 20 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築

事業者の役割	関連事業
(生ごみの減量・再資源化) ○飲食店や食堂では、小盛りメニューの導入・持ち帰り希望者への対応などを実施し、食品ロスを減らします。 ○やむを得ず発生する生ごみは、食品リサイクル法に則り、可能な限り、バイオガス化・試料化・堆肥化などを進めることにより、資源として活用します。 (紙ごみの減量・再資源化) ○3Rの優先順位に基づき、まずは発生を抑制することを第一に取組めます。 ○紙ごみの発生抑制のため、ペーパーレス化を推進します。 ○発生した紙ごみを減量するためは、裏紙の使用など、社内での再使用をさらに進めます。 ○再使用などを行ってもなお発生する紙ごみについては、分別を徹底して、より多くの紙ごみをリサイクルすることで資源として再利用します。なお、シュレッター紙などのミックスペーパーのほか、機密文書についても個人情報に留意した上で、リサイクルに努めます。 ○分別した紙ごみを効率的にリサイクルしていくためには、ある程度のまとまった量が必要になることも事実です。そのため、商店街を含めた中小企業などの排出量の少ない事業所では、共同で排出する仕組みを作るなどの取組みを進めていきます。 ○紙ごみのリサイクル技術は年々進歩しており、そのような技術動向に関する情報収集を継続的に行い、技術に合わせた分別の徹底を実施していきます。 (市民（地域）・市との連携) ○店頭回収、マイバッグ運動への主体的な参加や、3Rに関連するイベントの開催・参加など、事業者が立地する周辺地域と協働した取組みをさらに進めます。 ○拡大生産者責任や<u>デポジット制度</u>⁸²の導入などの検討を行い、企業の社会的責任を果たすための取組みを進めます。 ○説明会への参加や市の実施する施策への協力など、減量・再資源化を目指した市との良好な協力関係を築き、協働で取組んでいきます。	1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大 3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 4 料金の見直しによるごみの排出抑制 10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援 12 事業所ごみの排出管理・指導の徹底 16 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施 20 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築

事業者の役割	関連事業
■協働して取組むべき役割 (多様な連携) ○業種単位や地域単位で連携し、事業者の規模や内容によって、分別・資源化に向けた取組みを進めていきます。 ○地域単位で勉強会などを開催することで、知識を深めるだけでなく、地域の実情に応じた協働・連携に向けたきっかけ作りをしていきます。 (情報の共有) ○事業者が集まり、ごみの減量や資源化に関する勉強会などを開催することで、知識を深めるとともに新たな視点でのアイデアを出し合い、それぞれの取組みを相乗的に高めていきます。 ○ごみの減量・再資源化においては、事業者間で取組みの内容に違いがあります。先進的な事業者の取組みは、他の事業者にはとても有益な情報であることが多いため、見学会や講習会などを開催して、情報の共有化を図っていきます。 ○ごみの処理や資源化について、処理状況や処理技術などの現状を良く知ることが、新しい取組みを実行するための重要な手がかりになります。そのため、専門家による指導や許可業者と連携し、理解を深めていきます。	1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大 3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 4 料金の見直しによるごみの排出抑制 10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援 12 事業所ごみの排出管理・指導の徹底 16 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施 20 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築

6.3.3 市の果たすべき役割

市の役割	関連事業
■基本意識 ○市民・事業者のごみの減量化・再資源化のための情報提供・普及啓発等を推進します。また、効果的なごみの減量化・再資源化施策を講じます。 ○地域や事業者等による自主的な活動を支援します。 ○安定的・効率的なごみ処理システムを構築し、ごみの適正処理を行います。 ○処理施設の整備にあたっては、「経済・効率性」と「強靱」のバランスを考慮するとともに、廃棄物エネルギーを有効活用して、地球環境の向上に寄与できるような施設とします。 ○市の施設が事業者の手本となるよう、率先して環境配慮行動を実践します。	全個別事業

参 考 資 料

目 次

参考資料 1	ごみ量の将来予測	1
→ 参考資料 2	各年度の計画値	2
参考資料 3	収集運搬計画	3
参考資料 4	中間処理計画	4
参考資料 5	最終処分計画	5
参考資料 6	計画策定体制及び経緯	6
参考資料 7	千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の変遷	7
参考資料 8	用語集	8

各内容については、今後作成します。

＜第 1 回審議会＞計画期間における、各年度の人口と目標値（総排出量、焼却処理量、再生利用率、最終処分量、温室効果ガス排出量）を掲載してはどうか。【三瓶委員】